

平成 2 4 年 第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成24年 3 月 8 日
- ・ 開 会 平成24年 3 月 8 日
- ・ 閉 会 平成2 4 年 3 月 15 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		社会教育課参事
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成24年第1回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、3番、近藤哲雄議員及び4番、松田信行議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、植田泰弘議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月2日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問が3人、町長から提出されております案件が41件であります。その内訳は、同意4件、条例制定等の議案が21件、補正予算8件、新年度予算8件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断しまして、本定例会の会期は本日、3月8日に開催して、3月15日までの8日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から3月15日までの8日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月15日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、12名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりで
あります。
以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 おはようございます。

平成24年第1回大空町議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。
昨年12月から3月1日まで、ふれあいトークおおぞらを町内各所で実施をしてま
いりました。今年度につきましては、現在まで29会場、639人の町民の皆さんの
御参加をいただいております。例年と比べまして、会場数、参加数ともふえている情
況でございます。これは、自治会、町内会などの総会や新年会に合わせて実施してい
る例もあるからと、そのように認識をしております。しかし、たくさんの方々に御
参加をいただき、今まで参加いただけなかった町民層も御参加をいただいております
けれども、時間帯など難しい課題も一方では抱えている状況にあるかと思えます。
今後も工夫をしながら続けてまいりたいと、そのように思っております。

12月26日、大空町家畜伝染病防疫対策協議会を開催いたしました。町内で発生
をいたしましたヨーネ病の発生を受け、対応を協議したところでございます。

同日、女満別空港整備・利用促進協議会を開催いたしました。平成11年以降、全
体会議は初めてでございます。規約の変更、女満別空港の現状などについて説明を申
し上げるとともに、要請活動への協力を依頼したところでございます。

12月27日、大空町農業再生協議会を開催いたしました。戸別所得補償制度にお
ける交付額の説明、また、平成24年産米の生産目標数量、作付面積の調整などを行
ったところでございます。

同日、オホーツク町村会役員会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。総会
日程の調整、団体役員の推薦などについて協議をするとともに、北見日赤病院の新築
についての考え方などについて説明を受けたところでございます。

年が明けまして、1月8日は大空町成人式、この場所で挙行をさせていただきますし

た。97人の対象者のうち、77名の御出席をいただいたところでございます。

1月10日から13日にかけて、札幌市、大阪、名古屋、東京と出向きまして、女満別空港整備・利用促進協議会として各航空会社に要望活動を行わせていただきました。北海道国際航空、ピーチアビエーション、フジドリームエアラインズ、日本航空、全日本空輸などがございます。この中で、路線の拡充、また、機材の大型化などをお願いしたところでありますけれども、後に日本航空さんからは、夏場における東京便の機材の大型化、また、千歳便における増便という内示をいただいたところでございます。また、全日本空輸さんからは千歳便の大型化、さらには関西便の季節の延長というような内示をいただいたところでございます。

1月26日、オホーツクの1次産業を考える意見交換会が佐呂間町で開催をされ、出席をいたしました。これは、オホーツク町村会の農林水産委員会のメンバーとなっております関係から、参加をしたものでございます。オホーツク町村会の農林水産委員会のメンバーの皆さんと管内の農協、漁協、森林組合などの何人かの組合長さん方と1次産業についての意見交換をさせていただいたところであります。

1月27日は札幌に出向きまして、北海道教育委員会と女満別高等学校の間口確保についての協議をさせていただきました。1次募集の結果の公表日が、この1月27日ということでございました。女満別高校については、現在一間口ということでありまうけれども、応募につきましては40人を超えている状況があったということから、次年度以降の間口増への要望をさせていただいたところであります。また、北海道教育委員会からは将来における大空町の高校のあり方など、町内論議について推進をしていただければと、そのような意見もいただいたところであります。

1月30日は、大空町行政改革推進委員会を開催いたしました。第2次行政改革の大綱推進計画についての答申をいただいたところでございます。

2月2日は、「T P P交渉と私たちの暮らしを考える」女満別集会に参加をさせていただきました。実行委員会が主催をし、経済評論家であります内橋克人氏の講演を聞いたところでございます。私は冒頭、あいさつの中で、国の情報不足などについてお話をさせていただきました。

同日、オホーツク町村会役員会が網走市で開催をされました。総会に向けての議案の内容審査、また、オホーツク地域振興機構のあり方、北見日赤病院の建設負担について、協議をさせていただきました。

2月7日から8日は、北見市へ出張をいたしました。この間、網走地方教育研修センター組合議会定例会が行われて、出席をいたしました。小学校においては、英語授業が平成23年度からスタートをしたということで、教職員の皆さんの研修充実について要望をさせていただきました。

また、同日、オホーツク町村会の総会が開催をされ、平成24年度事業計画、予算を決定したところでございます。また、各種団体の役員の推薦についても、決定をさせていただきました。また、この席上、北見日赤病院の負担について、管内、北見市を除き、そのほかの市町村において3億5,000万円とすることで協議をいたし、決定し、病院側にお伝えをしたところでございます。

2月11日、網走東藻琴会が網走市で開催をされ、33名の出席でございました。

2月22日から26日までは、札幌市へ出張をいたしました。1つには、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会に参加をするためでございます。平成24年度の

予算などについて、決定をさせていただいたわけでありますけれども、繰越金が多額に上っているということで、その縮減に向けた取り組みなどについて報告を受けたところでございます。

もう1つは、北海道後期高齢者医療広域連合第1回定例会に出席をいたしました。平成24年度、25年度にかかわる後期高齢者の皆さん方の医療費の料率の決定をさせていただくと同時に、平成24年度の予算の決定を見たところでございます。

あわせて、この間に、市町村長政策研究会に参加をいたしました。国土交通省から山崎補佐、指田補佐の御来訪をいただき、LCCの現状と今後の戦略、また、北海道新幹線と地域活性化についてお話を伺い、意見交換をさせていただきました。

戻りまして、2月26日、網走市でTPP交渉参加断固阻止オホーツク総決起集会に参加をいたしました。管内から約1,000名の参加があった大会となりました。

裏面へまいりまして、2月27日、北海道土地改良事業団体連合会オホーツク支部全体会議が北見市で開催をされたものに出席をいたしました。平成24年度事業計画、予算を決定したところであります。また、その席上、北海道から農業体質強化基盤整備促進事業についての説明がございました。また、役員改選が行われ、平成24年度から、私は理事という立場で参画することとなりました。

翌2月28日、オホーツク地域振興機構第3回理事会に出席をいたしました。オホーツク町村会の農林水産委員会の委員長ということの立場でございますので、イコール、この機構の理事ということになってございます。平成24年度の事業計画、予算などを決定するとともに、今後の財団のあり方などについて報告を受けたところであります。また、今後、公益法人へ移行するという内容の説明があり、役員改選が行われたところでございます。このほか、各機会を捉えまして、女満別高校甲子園出場に伴い、大勢の方々に球場に足を運んでいただくよう、いろいろなところで要請をさせていただいたところでございます。子どもたちがしっかりと実力を発揮できることに期待を申し上げたいと思います。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5

◇議 長 日程第5、平成24年第1回大空町議会定例会に当たり、町政執行方針の説明を行います。

山下町長から、町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

◇町 長 （町政執行方針説明）

◇議 長 これで、町政執行方針の説明は終わりました。
ここで、10分間休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第6 同意第3号

◇議 長 日程第6、同意第3号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◇議 長 これから、同意第3号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第7 同意第4号

◇議 長 日程第7、同意第4号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◇議 長 これから、同意第4号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第8 同意第5号

◇議 長 日程第8、同意第5号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇小島議員 朝の会で……人事案件に異論はないのですが、ちょっとだけ確認をさせていただきたい。たびたび、この3件についての説明で、人格高潔で識見を有するというような話が町長の説明で行われております。どの基準で、そうになっているのかなということが気になりました。抽象的な文言ですので、今までは余り問題にする気はなかったのですが、今回の第5号については、今までの比較、相対からすると非常に若い方になっておられるということもあって、田村さんが継続の意思がないのか、あったのか。再任の言葉についての町長の言葉がよく聞き取れなかった。意思の問題について、わからなかったので、それだけただしたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、現職でございます田村光男様につきましては、先ほど説明をいたしましたとおり、旧女満別町時代の平成7年5月から、この現職をお引き受けをいただきました。今回、改選期に当たり、御自身から強く退任の意向を示されたところでございます。そのため、新しく選任をお願いしたいということで、番場氏について御提案をさせていただきました。説明の中で、人格高潔で公平公正であり、識見も広くということであります。私、また、職員などから見まして、さまざまな活動など、地域の中で活動されている、その実態の中からこういうような人格であると、そのように判断をさせていただき、御提案をさせていただいたところでございます。また、若いというような御発言もございましたけれども、昭和37年6月14日生まれということで、現在49歳ということでございます。社会一般的でいえば、いろんな意味で中核的な年齢層の方ではないか、そういう方々もこういった場において、町政の一角を担っていただきたい、そのような意味も含めまして御提案をさせていただきましたので、御同意賜りますよう何とぞお願いを申し上げます。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

◇議 長 これから、同意第5号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、同意第5号 大空町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎日程第9 同意第6号

◇議 長 日程第9、同意第6号 大空町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。
山下町長。

◇町 長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

◇議 長 これから、同意第6号 大空町教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、同意第6号 大空町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第2号

◇議 長 日程第10、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号

◇議 長 日程第11、議案第3号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
山本総務課参事。

◇総務課参事 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第3号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号

◇議 長 日程第12、議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更につい

てを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇**総務課参事** （提案理由説明）

◇**議 長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇**議 長** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇**議 長** 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 定住自立圏の形成に関する協定の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号

◇**議 長** 日程第13、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

菊地社会教育課長。

◇**社会教育課長** （提案理由説明）

◇**議 長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、小島一弘議員。

◇**小島議員** 指定管理者の指定について、伝承館です。私の年来の主張が通って大変ありがたい、交通整理ができてきたなど、一方で評価しつつ、参考資料に書かれている業務の内容の施設、そして施設敷地、付属設備の維持管理に関すること、この辺をもう少し詳しく説明をいただけませんか。なぜかという、施設敷地内には舗装もあります。等々も含めて、いろいろあるだろうと思うので、その辺の財産管理上の問題もございますでしょうか、ちょっと詳しい説明を求めたいと思います。

◇**議 長** 菊地社会教育課長。

◇**社会教育課長** 今、議員の質問でございますけれども、業務の内容でございます。

施設、施設敷地、それから付属設備の維持管理に関することということで業務内容が記載されてございますけれども、施設の管理及び利用団体の貸し出しの業務、これは当然でございますが、施設の敷地につきましては、所在地が大空町の女満別西4条4丁目64番地の1になってございます。あそこの敷地、駐車場ですとか、いろんな敷地がございまして、それを一体的に管理していただくという形で考えてございます。一体的にという部分につきましては、当然、町の施設でございますので、その維持管理というのでしょうか、軽微な部分、それからこういうふうな状況になっていますよという部分の管理をしていただいて、何か問題がありましたら行政のほうに伝えていただくとか、そういう形の管理という形で考えています。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 なんでそんなことを聞くかということ、私はわからないから。図面がついていないから。施設の敷地というふうにした場合に、病院の前の駐車場及びそういうものも、この一体的な管理の中に含めるのかどうか、よくわからないということと、囲碁会館の前の舗装については、財産管理上は町の物になっているのか、なっていないのか、よくわからないという部分があったりするわけです。その辺なんかを突っ込んで申しわけないのですが、指定管理そのものに反対しているわけじゃありませんから。内容にちょっと詳しい説明が、本来は参考資料として、もうちょっとあったほうがいいんじゃないかなと、このように思うのでお答え願いたいと思います。

◇議 長 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 ただいま御質問いただきました件でございますけれども、参考資料の中に図面を添付しておりませんでした。大変申しわけございませんけれども、当然、囲碁会館のところの駐車場及び中央病院の前のところというのでしょうか、伝承館からの並びのところでございますけれども、その敷地はすべて64番地の1という形の大きな地番となってございます。その部分も含めまして、今回の管理敷地というのでしょうか、管理スペースの中に盛り込ませていただいておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 再確認です。そうすると、あそこの樹木も全部、管理が任せられているというふうに解釈してよろしいのですね。そうだとすれば、それで結構なのですが、今後、指定管理上の予算の問題も出てくるでしょうから、いろいろと難しい問題もあると思うのです。私が質疑をしたことについての答えがなかった囲碁会館の前は、財産台帳上は舗装というものになっているのですか、なっていないのですか。それがちょっと漏れてますので、最後にそれだけお聞きして、別に指定管理そのものに反対するものではありませんので、終わりたいと思います。

◇議 長 菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 ただいまの質問の樹木の関係等につきましても、あそこの敷地の中にありますので、今も一体的に管理をしてございますので、そういう形では押さえておりますが、ただいまの財産台帳上の関係につきましては、今のところ確認がとれない状況でございますので、ちょっと私のほうも手持ち資料がございませんので、今明確にお答えすることはできませんので、御了承いただきたいと思います。

◇議 長 10番、小島一弘議員。

◇小島議員 担当課として手持ちがなくても総務課長がいるのだから、財産管理上の整理からいうと、私が見る限り、あそこの舗装というのは台帳上に含まれていないように勝手に思っているのですけれども、その辺の感覚ってというのはどうなっているのですか。

(何事か言う者あり)

◇小島議員 連係しているから。大事なことです。財産台帳上、載っていないとすれば、例えば現状が指定管理者の管理にゆだねられた場合に、維持補修だとか、そういう問題も出てくるでしょ。そういう問題があるから、ただしているだけです。反対しているわけじゃありませんから、誤解だけは。ちゃんときちんと説明ができればいいのです。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 手元に資料がございませんので、後ほど調べて回答させていただきたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第5号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号

- ◇議 長 日程第14、議案第6号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。
福田産業課長。

◇産業課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第6号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号

- ◇議 長 日程第15、議案第7号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤産業建設課長。

◇産業建設課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第7号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定に

ついてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 大空町藻琴山温泉芝桜公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第8号

◇議 長 日程第16、議案第8号 平成23年度大空町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 日程第16、議案第8号の説明中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16、議案第8号の議事を続けます。

竹内総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、品田好博議員。

◇品田議員 複数ございますので、よろしくお願いします。

41ページ、地方債補正。これは1つずつ内容を言ったほうがいいですか。

障害者福祉施設整備事業債の変更補正でございますけれども、据置5年以内の年間利子総額は、いくらぐらいになるのでしょうか。また、6年目からは元利均等払いか元金均等払いか、その額はいくらぐらいなものなのでしょうか。総額はどのくらいになるのでしょうか。

ページ42、公有林整備事業債補正について。40年以内の償還、うち据置25年以内となっておりますけれども、据置25年間の利子総額はどのくらいのものになるのでしょうか。残り15年間ということになるのでしょうか。元利総額は、どのくらいになるのでしょうか。

ページ63、2款1項1目、総務管理費、東日本大震災支援対策事業について、減額補正ということになっておりますけれども、これは多分4月でしたでしょう

か、400万円を超える補正を組んで行われた支援事業だったと記憶しておりますが、その30%に及ぶ減額となっておりますが、その理由についてお聞かせをいただきたい。

ページ89になりますが、都市公園管理運営費でございます。先ほど説明がりましたが、執行残ということの御説明でありましたけれども、当初1,436万5,000円ほどだったやに思いますけれども、この大きな委託料の減額はということなのかをお聞きしたいということでございます。

ページ95になります。学校管理費になります。東藻琴中学校大規模改修事業ということで、当初525万円の設計委託料を計上されておりましたけれども、減額52万5,000円ということで承知しておりますけれども、私は総務文教厚生常任委員会委員でありますけれども、この1年間私の記憶違いでなければあれですけれども、一切の説明等を受けているような記憶がありません。それについて、どう考えておられるのか。学校通信を見せてもらってますけれども、そこでは去年中に現地説明があったというようなことで聞いておりますけれども、総務文教厚生常任委員会には、内容についてはほとんどわからないという状況であります。

ページ103、公債費。978万2,000円の減額でございますけれども、総務課長の声が小さいようでございまして、平成22年度の云々ということですが、ちょっと内容がわかりませんので、もう一度お聞かせを願いたいと、以上でございます。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 まず、地方債補正の金額なのですけれども、まず障害者福祉施設整備事業債、これの償還額の話なのですけれども、まず金利につきましては、これから5月末に大体借り入れることになると思います。今予定しているのは、2%前後ではないかと思っておりますけれども、2%としますと、5年間の利息は384万円くらいにはなりますけれども、全体的には、その2%が償還になりまして、計算をしないと年間の元利償還は単純に出ませんので、大体金利が今ですと2%くらい発生するというようなことで、大体見通しを立てていただければいいと思います。

それから、公有林整備事業債も大体2%増くらいとして、これも大体25年の据置と、その金利だけで315万円くらいになります。630万円なので、ざっと計算しますと、そのような負担になります。

東日本大震災につきまして、不要額で残っておりますのは旅費と家電製品等の借り上げ料でございます。これは、総務文教厚生常任委員会的时候にも何回かお話ししたのですが、当初、職員の派遣につきましては、例えば、千葉県のほうに建物の罹災証明の関係で1名、それから保健師1名、そのほかに被災地支援ということで10名を1週間程度の予算で見えておりました。ところが、実際、実施するようになってから、例えば保健師につきましては、北海道が全部見てくれる。それから、実際に東日本に行って、炊き出し等の関係につきましては、当初思っていたよりも期間が短かったというようなことで、実質的に旅費が61万

8,000円余りました。あと、家電製品等の借り上げ料につきましては、福島県のほうから公営住宅に入っている方が1軒ございました。その方に、一部このお金を使いまして借り上げていただきましたけれども、実際に金額的には余りかからなかったというようなことで37万円減額となりまして、これが大きく影響して減ってございます。

103ページの地方債利子償還金のほうの話を先に申し上げますけれども、これにつきましては、平成22年度の起債の借り入れというのが、実際出納整理期間というのが借り入れになりまして、そのときの金利を、当初はある程度は足りなかったら困りますので多めに見ているのが現状でございます。実際は、1.5%くらいの金利で予定をしていたんですけれども、最終的に1%くらいで借り入れたということで、金額は978万2,000円減額となったというようなことでございます。

◇議 長 阿部建設課長。

◇建設課長 89ページの都市計画費の公園費の委託料の関係でございますけれども、2社による指名競争入札を実施しまして、最低の入札価格で落札したわけでありまして、入札金額が低かったことによる執行残ということで、内容的には委託内容が変わったとか、そういうことはございません。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 東藻琴中学校の大規模改修事業についての御質問でございます。平成23年度に東藻琴小学校の大規模改修については、実施設計の調査を行うということで、当初から予算計上をいただいていたところでございます。この間、学校との協議、それと保護者との意見交換、協議を重ねてきたところでございます。中間での所管の常任委員会への御説明というのを十分するべきであったと、反省しているところでありますけれども、さまざまな意見交換の中で、設計の中身が随分と変化といたしますか、内容の変更が生じてきていたところでございます。新年度において、具体的な工事に着手してまいりたいと考えているところでございまして、実施設計のまとまってきました、その内容について、改めて所管の常任委員会のほうにも御説明をさせていただく機会を設けたいなど、そのように考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 今、るる説明をいただいたところでございますけれども、この種のものは、私も余り質問をしたことがありませんし、聞いたことがないなということでございますけれども、1番目で地方債の補正ですけれども、額が我々にちょっと近い額かなと。余りけたが大きいものですから、一体これらのものを借り入れして、総額どのくらいになってしまうものなのか。長ければ長いほど、相当なものになるだろうなということで、とりあえず額をお聞かせしてもらいたいなど、

もしくは自分が3, 750万円をこういう条件で借りた場合、元金はどのくらいなのか、利息はどのくらいなのかということを認識をいたして、私も家を買ったり、店舗を建てたり、計画をしたところでございますけれども、なかなかこういう行政の場合は、見過ごしておりましたけれども、同じことだと思います。やっぱり、我々は月でございますけれども、行政の場合は多分年間という支払いになるのだろうけれども、それだけに額が膨大になってくるものもあるだろうと。そういう認識をして、そういう借り入れというものを考えていかなければいけないのではないかなというふうな気がしております、説明をしたわけでございますけれども、具体的な数字がちょっと見えないわけでございまして、我々の返済計画のあり方と行政のそういう諸表というのですか、返済償還諸表、年間、そういうものがちょっとずれているから、私の聞きたいことが聞けないなということなのですから、簡単なことであろうかなと思うのです。据置5年以内になってますから、5年間は元金を払わないで利息だけを払うのだと。その総額は、どのくらいのものなのかということなのでありますけれども、今、総務課長がおっしゃいましたけれども、2%と何とかと言いましたけれども、我々はこれを借りるときに、障がい者福祉センターちあふるです。5%以内、利率が借りるときは確定をしていないのですか。確定をして借りるということになれば、そういうこの30年間の償還のものが出てくると、私なんかは思うわけです。銀行からすぐ借り入れしたら、そういう通知がきます。そういう元利と利息のものをにらみながら、家庭では払っているわけでありまして、私も行政側はそうになっているかなと思ったら、ちょっと違うような雰囲気なのですから、その辺を教えてください。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 金利はこれから5月末になって、入札を通して決まるのです。それで、ここの地方債補正は利率の限度額を決めてそれ以内となっておりますので、今の金利の相場を大体予定として、これから5月末に向けまして、やっていくのでありますし、後は縁故資金といわれる銀行等につきましては、そういうやり方で入札を通して、決めていきますので、これからの金利は決まっています。今予定をしているのは、先ほど申し上げました、例えば2%の金利で想定した場合に、どういうふうになるのかということで説明を申し上げました。

障害者福祉施設整備事業債につきましては、2%で5年据置ということで、大体、これに2%をかければいいのですけれども、384万円くらいの、5年間の金利となります。それで、元金据置なので、単純にいけばそういうこととなります。あと、これから30年、元金償還は25年間あるのですけれども、これは大体1,000万円くらいの金利で負担は出てくると思います。そうすると、大体1,300万円くらいの金利を払うことになるのではないかなというふうに、ざっと計算したのですけれども、そういうこととなります。最終的に、元利均等償還という、きちっとした計算をすれば出てきますけれども、ちょっと今手元でできませんので、ざっと2%で計算をすると、大体金利だけで元金のほかに1,300万円くらい、2%ですと、そのくらいの負担になるのでないかなというふう

に思っただけであればよいかと思います。これが1.5%になれば、そういう利率で下がりますし、去年でいけば、大体1%くらいの実績になっておりますけれども、その金利につきましては、これから示されたりして金利が決定してきますので、今現在は大体2%ということで、見込みはそういう計算になるということで押さえていただければいいかと思います。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 具体的に7,500万円を借りて、二、三十年で1,300万円くらい、利息を払うのだということでありますから、5,000万円くらいになるのだということで、よろしいですか。やっぱり結構、30年といえど、家と同じようにそのくらいの利息を払うものだろうかと、これがけたが大きければ相当なことだろうなというふうな気がして、感じております。少しずつ勉強したいと思いますので、細かいことは後で、また総務課長にレクチャーをいただきたいのと、こんなことでございますので。

2番目、同じようなことですが、公有林整備事業債、これはまた40年、林業ですからそう簡単ではないわけなのでしょうけれども、償還が25年なのです。同じように25年、わずか630万円でありますけれども、ちなみにこれが25年据置した金額は、総務課長どのくらいのものですか。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 これも先ほど言ったみたいに、金利が最終でないとわかりませんけれども、2%と計算すると、据置期間内の25年間では315万円払うことになりまして、あと残りの15年間で、元金も減ってまいりますから、それでいくと大体100万円くらい払うことになります。総額で大体、400万円くらいの金利が発生するということになります。

◇議 長 1番、品田好博議員。

◇品田議員 わかりました。総額で400万円くらいかかるということでございます。ちょうど40年で1,000万円くらいになると、わかりました。

3番目でございますけれども、総務管理費、東日本大震災、これ121万7,000円を減額としましたけれども、平成24年度の予算もあれですけれども、200万円程度の継続支援ということで上程をされる予定でありますけれども、この額、ウエートの平成24年で200万円ですから、疎漏に近い121万円が減額されて、本当はこの種類のものは完璧といわないまでも、もう少し有効に使ってほしかったなど、減額させるべき内容のものでもないのかなというふうな気がしております。その中でも、人件費、旅費等のもののウエートが高いわけなんだろうと、60万円くらいか70万円ですから、人数的にも、もう少し考えて、被災者の本当に足りないところを支援していただきたいかなということであり

ます。そしてまた、これは去年の9月に私は一般質問をさせていただきましたけれども、その結果等において中間報告会をすべきというふうな提案もさせていただきましたけれども、行政では主催にならないで、このあいだ、過日、社会福祉協議会、ボランティアグループの要望によって社会福祉協議会が開催した中間報告会、大変人数が多く来られましたし、総務課の主幹さんも一生懸命説明をされておりました。もう少し早い時期にしていいただければというふうな気がいたしまして、ボランティアグループの人からも、若干のクレームといいいましょか、要望があったように私は思っております。それが本当の町民の声でなかったのかな、支援することはやぶさかでないけれども、この1周年を迎えて、いろんなテレビ放送がなされているけれども、とにかくすれば年月とともに風化してしまって、マスメディアには少しずつ小さくなっていくのが常であります。しかしながら、継続支援をしていくというのは、やはり支援の炎をずっと続けて燃やしていくという、心の炎だと思います。

◇議 長 品田議員、意見ではなくて、このことについてということ。

◇品田議員 ですから、そういうことで、120万円の減額が残念であったなということでもありますから、その辺を重々考えて、ことしの支援も精度の高い支援にしていいただきたいと思っておりますけれども、どのようなお考えか、200万円、予算のことでもありますけれども、そういったことを関連して聞きたいということでございます。

◇議 長 竹内総務課長。

◇総務課長 当初、旅費につきましては、東北のほうから職員の支援をいただきたいというようなことがございましたので、先ほど言いましたように、東北のほうに10名で1週間とか、そういう旅費で235万7,000円を当初につけさせていただきました。その後、うちで実際に行ったのは、千葉県浦安市へ税務職員の経験職員を1名、その要望にこたえて派遣しましたけれども、あとそのほかに、先ほど言ったように保健師1名を要望にこたえて派遣しましたけれども、これにつきましては北海道が負担するというようなこと、それ以外には、途中では要望がございませんので、当初予定していた職員の各自治体への派遣というのがなかったわけなのですけれども、当初予算を組ませていただきましたので、このお金を活用させていただきましたして、東北の陸前高田市に、これは民間の方も加えまして行かさせていただきましたけれども、これが実際に1週間ではなくて日にちが5日間ほどだったので、あと実際に陸送で職員が行きましたので、こちらの車で行了きましたので交通費等が安くなったというようなことがございまして、結果的には61万8,000円が残ったということでございます。品田議員が言われるように、本当はもっと行ければよかったのですけれども、職員の都合もありまして、実際に行ったのは7名だったのですけれども、あとパッカー車の寄贈のときにも2名行了きましたけれども、その旅費も使わせていただきましたけれども、大体ことしは、それしかできなかったということで、最終的に旅費が多く余ってお

ります。

あと、先ほど言いましたように、家電製品の関係につきましては、ある程度金額が、当初５８万３，０００円ほど見込んでおりました。これにつきましては、１件しか現在なくて、最終的に３７万８，０００円の不要額が出たというようなことで、これが大きく占めているということで御理解いただきたいと思います。

◇品田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第８号 平成２３年度大空町一般会計補正予算（第１０号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第８号 平成２３年度大空町一般会計補正予算（第１０号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第９号

◇議 長 日程第１７、議案第９号 平成２３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第９号 平成２３年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成23年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第18 議案第10号

◇議 長 日程第18、議案第10号 平成23年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成23年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成23年度大空町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号

◇議 長 日程第19、議案第11号 平成23年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

日下福祉課参事。

◇福祉課参事 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第11号 平成23年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号 平成23年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第12号

◇議 長 日程第20、議案第12号 平成23年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
日下福祉課参事。

◇福祉課参事 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第12号 平成23年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第12号 平成23年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 1 3 号

◇議 長 日程第 2 1、議案第 1 3 号 平成 2 3 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阿部建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 1 3 号 平成 2 3 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 3 号 平成 2 3 年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 1 4 号

◇議 長 日程第 2 2、議案第 1 4 号 平成 2 3 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阿部建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 1 4 号 平成 2 3 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成23年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第15号

◇議 長 日程第23、議案第15号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阿部建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成23年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第16号

◇議 長 日程第24、議案第16号 大空町自治基本条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇総務課参事 （提案理由説明）

◇議 長 ここで、休憩します。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いします。再開はブザーをもってお知らせいたします。

休憩 午後3時11分

再開 午後３時４６分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２４、議案第１６号の議事を続けます。

提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く１１人の委員で構成する自治基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託して、審議することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く１１人の委員で構成する自治基本条例審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時、休憩します。

休憩 午後３時４７分

再開 午後３時４９分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました、自治基本条例審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、自治基本条例審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

後日、自治基本条例審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

◎日程第２５ 議案第１７号

◇議 長 日程第２５、議案第１７号 大空町職員定数条例を一部改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第２６ 議案第１８号

- ◇議 長 日程第２６、議案第１８号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
丹治社会教育課参事。

◇社会教育課参事 （提案理由説明）

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第２７ 議案第１９号

- ◇議 長 日程第２７、議案第１９号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
竹内総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第２８ 議案第２０号

- ◇議 長 日程第２８、議案第２０号 大空町国営美女地区かんがい排水事業基金条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
作田産業課参事。

◇産業課参事 （提案理由説明）

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第２９ 議案第２１号

◇議 長 日程第２９、議案第２１号 大空町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
丹治社会教育課参事。

◇社会教育課参事 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第３０ 議案第２２号

◇議 長 日程第３０、議案第２２号 大空町東藻琴公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
丹治社会教育課参事。

◇社会教育課参事 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第３１ 議案第２３号

◇議 長 日程第３１、議案第２３号 大空町図書館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
丹治社会教育課参事。

◇社会教育課参事 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、

質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第３２ 議案第２４号

- ◇議 長 日程第３２、議案第２４号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹治社会教育課参事。

- ◇社会教育課参事 （提案理由説明）

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、
質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第３３ 議案第２５号

- ◇議 長 日程第３３、議案第２５号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医
療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

- ◇福祉課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、
質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第３４ 議案第２６号

- ◇議 長 日程第３４、議案第２６号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一
部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大槻福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第３５ 議案第２７号

◇議 長 日程第３５、議案第２７号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

日下福祉課参事。

◇福祉課参事 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第３６ 議案第２８号

◇議 長 日程第３６、議案第２８号 大空町東藻琴農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

丹治社会教育課参事。

◇社会教育課参事 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本日の会議時間は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

◎日程第３７ 議案第２９号

◇議 長 日程第３７、議案第２９号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例

制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課参事。

◇**総務課参事** （提案理由説明）

◇**議 長** お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇**議 長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎**日程第 3 8 議案第 3 0 号**

◇**議 長** 日程第 3 8、議案第 3 0 号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田住民課長。

◇**住民課長** （提案理由説明）

◇**議 長** お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日、質疑、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇**議 長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎**日程第 3 9 議案第 3 1 号ないし日程第 4 6 議案第 3 8 号**

◇**議 長** 日程第 3 9、議案第 3 1 号 平成 2 4 年度大空町一般会計予算から日程第 4 6、議案第 3 8 号 平成 2 4 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで 8 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

竹内総務課長。

◇**総務課長** （提案理由説明）

◇**議 長** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く 1 1 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く 11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 02 分

再開 午後 5 時 04 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました、予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

再開は、ブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 5 時 05 分

再開 午後 5 時 30 分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。先ほど、予算審査等特別委員会に付託しました議案第 31 号から議案第 38 号までの 8 件については、会議規則第 46 条第 1 項の規定によって、3 月 15 日までに審査するよう、期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号から議案第 38 号までの 8 件については、3 月 15 日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで、諸般の報告をいたします。

休憩中に、先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に田中勝吉議員、副委員長に中堀君子議員が互選された旨の報告がありました。

さらに、自治基本条例審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に近藤哲雄議員、副委員長に深川昇議員が互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これで散会します。御苦勞さまでした。

散会 午後 5時31分

平成 2 4 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・招 集 平成24年 3 月 8 日
- ・開 会 平成24年 3 月 8 日
- ・閉 会 平成2 4 年 3 月15日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

2番	中堀君子	8番	深川昇
3番	近藤哲雄	9番	勝田鉄城
4番	松田信行	10番	小島一弘
5番	斎藤宏司	11番	田中勝吉
6番	植田泰弘	12番	後藤幸太郎
7番	松岡克美		

2 不応招議員は次のとおりである。

1番 品田好博

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		社会教育課参事
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、平成24年第1回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

ここで昨年、3月11日に発生した東日本大震災から間もなく1年となります。被災されました皆様に、大空町として哀悼の意を表明したいと思い、黙祷したいと思いをしますので、協力をよろしくお願いしたいと思います。起立願います。黙祷。

◇議 長 お直りください。着席願います。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、5番、齋藤宏司議員及び6番、植田泰弘議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

鈴木事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名であります。1番、品田好博議員から欠席の旨、届出があります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

町広報担当職員、議会事務局職員から、写真撮影の申し込みがあり、これを許可しておりますので、御了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告は終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 おはようございます。

三寒四温といいまして、大変温かかったり寒かったりと、だんだん春に向かって季節は動いていることと思います。女満別高校野球部の活躍が毎日のようにマスコミに、テレビに、新聞にと取り上げられて、いろんなところから電話が入っております。私には関係がなくとも誇らしく思っております。15日の組み合わ

せを心躍らせて待っているのは、私ばかりではなく、町民の皆様、そしてオホーツク全体で必勝を祈っていることと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。弥生3月、人々も自然界も旅立ちであったり芽吹きであったりと活動しようとしていたこのとき、あの忌まわしい3.11東日本大震災が発生しました。私たちは、1年前のこの教訓をどう生かしてきたか反省するとともに、これからの行動を教えにしていきながら、どう備えておいたら安全、安心なのかを町民の方たちに理解していただきたく思い、次の何点かを伺うものであります。

1点目は、町民の皆さんが御自身の身を守るもの、つまり、いざというときに持ち出す防災グッズであります。大空町内の商店で扱っているところが少ないので、気がついたときには、そろえておいてはいかがですかと役場担当課では喚起を促す施策はお持ちでしょうか。

2点目、大空町内において、大空町内にある公共の建造物の耐震化測定は、どの程度進んでいるでしょうか、お伺いをいたします。

3点目は、私は昨年6月の議会で防災対策について伺いました。幾つか伺った中で、自治会の希望する班ごとに小さな集まりのできる避難所をとお聞きしましたら、町長は小さなものではなく町には何カ所か避難所があります、それを利用していただきたいとの答弁でした。希望している自治会には、お年寄りが多く、坂を上ったり下ったり、歩くことがままならない、近くにあったらいいのになという、そういった思いからのお願いでした。再度しつこく、再び町長にお伺いをいたします。

以上、3月11日を前にして震災に対する町民の防災対策の必要性をお伺いいたしまして、1回目を終わります。御清聴ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 中堀議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

東日本大震災は、昨年3月11日に発生をいたしました。マグニチュード9.0、観測史上最大規模での大きな地震でありました。津波も引き起こり、さらには原子力発電所の事故などもあったわけであります。その震災から1年が過ぎようとしております。お亡くなりになられた方は1万5,000人を超え、いまだに3,000人以上の方が行方不明という報道がございます。原子力発電所の事故などで避難をされている方は、34万人を超えるという内容となっております。被災地における一日も早い復旧、復興を願って、やまないところであります。昨年、町民の皆様の善意を被災地にもお届けをさせていただきました。また、職員の派遣やパッカー車の寄贈などという内容のものにも取り組ませていただきました。被災地に赴きまして皆様方とお話をした中で、被災に遭われた方々は時間の経過とともに自分たちのことが忘れられていくのではないかと、見捨てられていくのではないかと、そういった意味で、先行きが大変不安であるということを話をされていたのを強く印象として持っております。そのため、ことしも引き続き被災地支援のための活動を行ってまいりたいと、そのように思います。そういった中で、被災に遭っていない私たちが少しでもかかわっていくこと、それが記憶を

風化させないことのひとつではないかと、そのように思っております。また、この震災の教訓といえるでしょうか、中から私たちも考えなければならない点が幾つもあったと、そのように思います。行政でありますとか町民の皆さんにかかわることとして、国や北海道に対しては災害時の情報というものを的確に発信をしていただく、また、被災に遭ったような場合については財政的な支援をしっかりとさせていただくという役割をお願いをしたいと、そのように思っております。また一方で、私ども大空町、町としては、もしものときに備えて避難体制を確立しておかなければならない、それは計画をつくり、また、訓練をし、そして各施設などの整備を行うということが私どもの町の役割の一つではないか、そのように思います。また、先ほど言いました国や北海道からの情報というものをしっかりと町民の皆さんに伝える役割もありますし、町民の皆さんの防災に対する意識を啓発していく、高揚させていくという役割も行政として持っているのではないかと思っております。また、町民の皆さんには防災に対する関心を高めていただき、いざというときの備えをしていただく、そういったことをお願いを申し上げたいと、そのように思っているところでございます。

お尋ねのありました非常時の持ち出し用の袋、災害グッズが入っている袋などについては、今のところ先ほど申しましたように、各御家庭の状況によって入れるものも変わってくるかと思えます。一律に各家庭に配置することは考えてはおりませんけれども、平成20年に各家庭に配布をいたしました「みんなで創る防災のまち」のパンフレットに、その持ち出し用、非常時のためのグッズなどの一例を掲載しております。今後も平成24年度防災計画を策定することとなりますが、その中で、そのでき上がった計画を周知をする中の一環としてガイドブックなどもつくろうと、そのように思っております。その中でも、わかりやすく説明をさせていただきたいと、そのようにも思います。また、内部の中では、毎年発行しております、「せいかつ・あんしんガイドブック」の活用なども検討していくべきではないかというような話も出ております。さらに、毎年実施しております防災訓練では、こういった非常持ち出し袋のものを提示をさせていただいて皆さんにも見ていただいている、さらに今後、懇談会などでも持ち歩いて皆さんにPRするという方法もあるのではないかと、そのように考えているところでございます。

また、公共施設の耐震化でございますけれども、公共施設の耐震化率、建物384棟押さえておりますけれども、耐震性が確認されているものは281棟、耐震化率は73.2%ということでございます。耐震化について不明な公共施設が約3割あるということでございます。多くは町営住宅、教職員住宅、町民会館などというものが多くなっている現状にございます。これらのものにつきましては、今すぐすべてを耐震化の確認をして、耐震化を図るところには正直至らないこともあります。今後の計画の中で順次解体、建てかえ、また、補強というようなものを計画的に進めてまいりたい、そのように思っております。

また、避難所として指定しているものは、現在45施設、54棟でございます。このうち36棟が耐震性がある建物と判断をしております。率にいたしまして67%でございます。残りの3分の1については、まだ十分確認がとれていないということで、これらについては順次、計画的な耐震診断を実施していかなければ

ならないと、そのように考えております。1つ、平成24年度は東藻琴高校の体育館の耐震診断をする予定でございます。また、避難所の多くは町民会館などを指定しております。しかし、町内に各自治会ごと、ほぼございますので、女満別の市街地を除いてほぼございますので、数としては非常に多くなっております。そういったとき、今回の震災を見たときに、その数が多過ぎて管理や運営ができるのかというような視点に立っても防災計画の中で検討してまいりたいと思います。また、先ほど言いましたように、耐震性が確認できていない施設などもございます。今時点で避難所として指定している部分がございますが、今回の計画の見直しの中で災害の区分に応じて、その避難所施設を使っていく、設定していくということも必要ではないか、そういうこともこの機会に検証させていただきたいと、そのように思っております。

各自治会の班単位での避難所、確かに近くにあればということはあるかもしれませんが、先ほど言いました耐震性にすぐれていたり、また、しっかりとした機能を持つそういうものを各自治会の班、現在48ある自治会のさらに班ごとに設置をするということは管理する立場から見て、また、先ほど言った避難所としての機能をしっかりと持たせるという意味からも難しいと、そのように考えてございます。今回の震災でいいますと、震災から考えますと、ある限られた施設の中で、なるべく皆さんがまとまってお過ごしをいただく、そこにしっかりとした対応を行うということが必要ではないかと、そのように判断しておりますので、御理解を賜りたいと、そのように思います。

以上、御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 ありがとうございました。

町長の御答弁は、町長として、町として、町の主人としての立場からの御答弁かと思っておりますので、私は逆に個々に子供たちの側から、町民は子供たちと思っておりますので、子供たちの側から見たときの質問をしたつもりでございます。

まず、1点目のいわゆる防災グッズでございますが、町長は国や北海道からそういった計画が来ていないというようなことのように聞こえましたけれども、国や北海道とは、北海道と大空町、特に大空町は地震が少ない、震災が少ないということで町民は安心し切っているように見えるのであります。私の夫、もう八十ウン歳になるのですが、夫等に言わせますと、何言っているか、女満別なんて地震が来たって津波なんか来るわけないと、そういう言い方をしております。しかし、私どもは地震列島の上に住まいをしているのだと、そう言うと、うちの夫はうるさい、そんなもの、何言っているのだよ、そんなの来るわけないとというようなことで、夫の考え方イコール町民の考え方ではございませんけれども、町民の多くはそのように、この場内にいらっしゃる皆さんだって、きっとそのように大したことはない、女満別、東藻琴には、そんなに大きな震災はないのだというふうに思っている方が多分いらっしゃると思うのです。しかし、私は、この震災はいつどこでやってくるか、忘れたころにやってくるのが震災であって、それを前取りすれということではございませんけれども、やっぱり持ち出すもの

は命を守るものでありますから、避難袋、これは町長の御答弁では平成20年につくったガイドブック、また、平成24年度に見直すガイドブックの中でも喚起を促すというようなことをおっしゃっていましたが、やはり印刷物が来ましたら、町民はそのときだけ見て、先ほど言ったように、もうすぐに、ここは何にもないところなのだというふうなことで忘れてしまうと思うのです。ですから、ガイドブックのように立派なものに書くのも大事でしょう。しかし、常日ごろ目にとまるところに、例えば役場へ来たときに、役場の玄関へ入ったときには、そこに大空町職員は大変技術の立派なのを持っていらして、絵をかくのが上手だと思うのです。そういった本当に絵だけで結構なのです。非常袋ではないけれども、リュックサックの中に個々に、あなたのおうちにあったもの、懐中電灯であったり、軍手であったり、または乾パンであったり、チョコレートであったりと、その1日、2日しのげるような、そういったものを入れておきませんか、そのかいたものを、かいたものを言うとおれですけども、現物を置いておいたら、だれか食べたくなって食べられたら困りますから、絵にかいたもちではありませんけれども、絵にかいて張っておくことも必要なことではないだろうか、私はそのようなことを言いたくて、今日この場に立たせていただきました。やはり常日ごろ目につくことが大事なことであって、立派なパンフレット、ガイドブックは確かに必要かもしれませんが、その場限りで忘れてしまうということを言いたかったのです。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私は、国や北海道から連絡が来ていないから非常用持ち出し袋のPR云々をしないと、そんなことは言っておりません。それは、防災計画として計画をつくる上では整合性をとらなければならないところがあるので、それは確かに国の、北海道の計画がある程度示されなければ、むやみにつくって行って、また後で修正ということになっても困るという部分があります。しかし、備えというものは、別にそのこととは直接のものではなくて、それはいついいのでしょうか、なるべく早いところでやっていただければ、それにこしたことはない、そのように思っております。その中で先ほど私が言いましたのは、そういう日常の身の回りの備え、これは町民の皆さんがみずからお願いをしたい、その例示として先ほど言いました、いろんな機会を通じて。防災ガイドブックで掲載をする、それも一つです。私が言いましたのは、せいかつ・あんしんガイドブック、御存じでしょうか。毎年町が発行している、いろんな福祉の手続、住民票のとり方、そういうようなものを書いてある、そういう中にきちっと掲載をさせていただこう、それは毎年発行させていただいている、その中で町民の目に触れていただくということが大切ではないかと、そのように考えております。それと、先ほど言いましたように、懇談会などのときに持ち込んで具体的なものを見てもらう。絵でかいてある部分だけではわかりづらい。今こんなに例えば非常食なんかも進化しているのかというようなものというの、直接見ていただくことも必要ではないかと、そのように考えてございます。役場の玄関、例えばロビー、私は余り、それこそ皆さん見ないような気がいたします。役場には用事があって、ここに和

みに来る方は、そうそう多くはないものですから、例えば住民票の交付を受けに来られる、受けたら、用事が終わったらすぐお帰りになると。本当はそれではだめなのかもしれませんが、やはりそういうことであって、そのところでPRをするというよりは、先ほど言ったようなところにしっかりと書かせていただくなり、持ち込んで見せるなりすると、そういう努力をしていかなければならないのではないかなと思っています。目につかせることというのは、非常に大切であろうかと思います。今、マスコミなどでもいろいろ報道してくださっておりますけれども、それも一つかというふうに思います。確かに今までは災害としては、そんなに多くはなかったかとは思いますが、しかし、去年のその教訓からいいますと、想定外という言葉が至るところで使われましたけれども、本当にいつあってもおかしくはないのだというような意識に皆さんに立っていただかなければならない、そのためのPR活動ということも含めて努力をしてまいりたいと、そのように思いますので、御理解を賜りたいと思います。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 町長と私とでは、やはり立ち位置が違いますから、町長は上から目線で、やっぱり町のお父さんですから立派なことを言わなければいけない、私はお母さんですから、町民のお母さんのつもりでおりますから、そこでちょっとずれはあるのでしょうけれども、考えることは多分同じことを考えているのでしょうけれども、ただ物の言い方が私はこのとおりに下手くそでございますから、ただそういうながらも役場へ来て見ないということは決してないと思うのです。例えば9月の議会で質問させていただいた町民憲章、皆さんよく見ていらっしゃるのです。中堀さん、中堀さんが質問した町民憲章、何か立派な額に入って役場の入ったところに、でんとかかっていますねというふうに、何人かに、同僚の人、ある町議に言わせたら、おれのうちはいっぱい来ますと言うけれども、私のところには何人かの人が言ってくださいました。そのようにして見てくださっているということは、やっぱり役場へ来たら、こういうこともあるのだな、ああいうこともあるのだなというふうに見ていくと思うのです。ですから、町長とすればガイドブック云々ということにこだわっているようではございますけれども、暮らしの何とかということにこだわっているようではございますけれども、何遍も言うように、私なんかは一度来たときには丁寧に最後まで見ても、右から見て左から抜けていってしまうのです。ですから、そういう意味では、常日ごろ目にとまるところにということとは、これは町長と私とではずれがありますから、御答弁は結構ですけれども、できる限り常日ごろ目にとまるようなところで宣伝をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

2点目で公共の建造物の耐震化測定はどの程度ということでお伺いしました。びっくりするぐらい、そんなにあったのかと思うぐらいの御答弁がありました。しかし、67.何%、73.何%という町民会館を初めとする中に、私どもは日ごろ、この議場の中ですら、もしここで震度8ぐらいが来たときは、天井が落ちてつぶれるのでないだろうかというふうに、町民の皆さんはそう思っているのではないと思うのです。役場ばかりではなくて、町民会館にしても女満別研修会館

にしても、常日ごろ皆さんは、そこでお勉強したり、説明会を聞いたりと集まっております。私は何を言いたいかといいますと、もし何かあったときには遅いですと。新しく建てかえるのではなくて、やっぱりリフォームをするというのは大変高くつくそうですから、新しくしたほうがいいですけども、でも公共の建造物であつたら、ぜひ町民が安心であり、安全でありということを願っているのだよということを、町が常に見てくださるという安心を交わしていただきたいというふうに思って、このたび質問をいたしました。女満別研修会館のパークゴルフ場ですか、運動場、あそこなんかも、やっぱり何か大きな地震が来たら天井が落ちるのではないだろうかというようなことを言っていた町民もありました。ですから、私は町がきちんと耐震、どの程度の地震が来たときには大丈夫だよということを、調べてあるから大丈夫だよというふうなことは話しましたが、やっぱり町民は皆さん心配していらっしゃると思うのです。ですから、ここは安全だと思っても、そういったところをいち早く調べるだけでも調べて、ここは大丈夫だということを町民に知らせていただきたいというようなことをお伺いをいたしました。

◇議 長 中堀議員、先ほどのパークゴルフ場でなくゲートボールセンターですから、質問の中の。
山下町長。

◇町 長 御答弁は要らないということの第1点目でありますけれども、私も伝えておかねばならないのはありますので、せいかつ・あんしんガイドブック、ぜひ読んでいただきたい。町民ロビーに例えば飾る、そのことで町民が見ていただいたよ、そういうふうな話、それは多分、議会の中でのこういうやりとりがあって、皆さん方が関心を持って見ていらっしゃるから、その場であの質問がこういう形で実現されたのだなというふうに思っているのだと思うのです。私がここでせいかつ・あんしんガイドブック、毎年発行させていただきます。その中で、いろいろな町の制度だとか、そういうPRしたいこと、町民の皆さんに覚えておいていただきたいこと、そういうことを載せているのですと。それは必ず1年あって、何かのときには、救急のときには新しい補助制度を例えば使いたいというときにはこれ、福祉タクシー券はどうやってもらうのだ、そういうようなことが書かれている、ぜひとも見ていただきたいということをここでPRをさせていただきたいと思いますし、私は決して、背も低いですから上から目線で物を見ておりません。いつも皆さん方と同じ視線に立って、いつも言っているのは生活の中で、例えば対処するというようなことが必要ではないか。例えば、うちに帰りますと、うちにはペットボトルの大きいやつが3本ぐらいは非常用の水としてあります。過去に大雪で電気が使えなかったときの暖房を考えて、電気の要らない暖房施設も買おうというようなことで備えつけている、そういうようなものをどこにまとめて置いてあるか、そういうものを私も見えています。その中でうちは例えばこれは要る、あれは不必要ではないか、そういうのがありますので、一概に、一律にいかないというような中で、必要なものを応じて皆さん方がいろんな情報の中から備えていただく、そのためのことをきっちりと私はお伝えをして

いきたいというふうに思っています。

また、耐震化につきましては、言われるとおりでございます。正直言って、一遍にすべての施設など、確認ができていないところがございます。今後、公共施設などについては、計画的に不安と思われるようなものから優先順位をつけて耐震診断を行って、必要な措置を講じてまいりたいと。先ほど言いましたのは、決して耐震化ができていないということではなくて、確認がまずとれていないということでございます。そのうち幾つかの施設は、やはり補強なりが必要になってくるものもあるかと思えますし、今のままで大丈夫と、確認はできていないけれども、やったところはそういうようなものというものも出てくるのではないかなというふうに思います。先ほど言われましたように、町民の方々が不安を抱くということのないように、順次進めてまいりたいと思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いをいたします。

◇議 長 2番、中堀君子議員。

◇中堀議員 町長に謝ります。決して、そういう意味での上から目線と言ったつもりではないのですけれども。

先ほどの、ロビーへ入ってすぐの額を立派だねと言ったのは、ここへ来て私を知っている人ではなくて、町長のお父さんから言われたのです、実は。豊住小学校開校100周年記念式典のときに廊下ですれ違って、お元気でしたか、どうもと言ったら、町長のお父さんがあなたよく勉強してやっているねと、そういった意味で、今後ともせがれをよろしくというふうに言われて、本当にそういうことを言うつもりなかったのですけれども、実は町長のお父さん、町長のお父さんは傍聴になんか来ていません。ですから、私が質問したことは知らなかったでしょうけれども、たまたま議会だよりか何かを見てくださって、そう言ったのだと思うのですけれども、そういった意味で決して知り合いの町民からよくやっているね、そこにかかっているねというようなことではなくて、全然知らない人にもそう言われているということ、ということは見てくださっているということだろうと思ってお話というか、例に出させていただきました。

ただ、私は、終わりますと言って、また1問目に戻りますけれども、決してお知らせを見ていないということではないのですけれども、来てすぐ、何遍も言います。来たらすぐ1ページから最終ページまで必ず読みます。読んでも、いざというときに、それをめくって用意できないというようなこと、当たり前のことですが、ただ常日ごろ自分の目の届くところであって、ペットボトルであり、懐中電灯であり、何とかレトルト食品でありというようなことは個々の家庭で違うでしょうけれども、詰めるものは違うでしょうけれども、これは余り言いたくなかったのですけれども、二十ウン年前に私は千葉市におりました。千葉市では、二十ウン年前に既に各家庭にそういったいわゆる非常袋というものを、私がいたころは76万人都市でしたから、世帯数にしたら80万ぐらいの世帯数でしたけれども、きちんと各家庭に設置をするようにと、たしか余り気にもしていなかったもので何課がやったかは忘れましたが、やっているというところもあるということをご披露目を見せていただいて、2問目はありがとうございます

す。

それで、最後になりますけれども、小さな避難所、これは決して全部の自治会の全部の班につくってくださいというのではなくて、希望するところだけということで、何遍も言いますけれども、この班は本当に坂を下ったり上ったりしなければ避難所の自治会まで行けないということで、きちんとはかってはいませんが、1キロでしかないだけの距離はあると思うのです。しかも、国道を横断していかなければいけないということで、非常にお年寄りが自分の自治会の会館までは行くのは大変だということで、決してエゴで言っているわけではなくて、本当に坂を上ったり下ったりしなければいけないということを町長にわかっていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど父親の話もありましたけれども、それはここで議論をいたしましたから、それが議会広報に載り、町民の方々が見て意識をされているから、やはり見ているのだというふうに私は思っております。ですので、ここでせいかつ・あんしんガイドブック、役場のロビーにあったものを見て、そして家へ帰ったときに、ああ、あそこにあったね、だけれども用意しなければといったときに、それはわかりません。ですけれども、一度見ていただいた、せいかつ・あんしんガイドブック、ああ、あそこに載っていたね、用意しなければ、どこにあったかな、それから見ていただいても私は結構ではないかというふうに思っております。いろんな機会をとらえてPRをするということの趣旨的には、同じ考え方ではないかなと思いますが、どちらが効果的なのかなと、いろんな方の意見をこれからもお聞きをしたいと、そのように思います。

また、避難所、例えば歩いて行けないとかというようなこと、これは避難所の設置の仕方、場所の設定の仕方ということはあるのではないかと。また、希望する自治会だけつくるというのも、またこれもどうなのかなと。今お話を聞いていて、本来避難所というものはある意味で必要なものであって、希望するところにつくるといような趣旨のものではないのではないかと、そのように思います。ですので、当然そこに行く方々のことも考えなければなりませんので、その設定する場合の場所というものは、今後、十分検討をしていかなければならないというふうには思います。例えば、国道を越えてというふうなお話がありましたけれども、例えばその上側のところで、国道を境にしてこちら側と向こう側、片方のところにしかないというふうなことであれば、それはなかなか難しいというふうな部分もあるかもしれません。ですので、別なところの位置で、どういったところを例えば避難所に指定をするかというふうなことについては十分、単に公共施設だから設定をするということだけではなくて、その位置的なものも含めて今後は考え直さなければいけないのではないかなと、今の御発言を聞いていて、そのように思いました。そのことについては、配慮することが必要であるというふうには思いますけれども、今言ったように、小さなものを幾つも希望に任せてつくるといことは、趣旨からいっても少し違うというふうに思いますし、実際に避難所として今後行政が何かあったときには管理をしていかなければならない、

そのときに本当に対応できる施設なのか、数なのか、場所なのかということもあわせて考えながら、今後は指定していかなければならないのではないかな。今までは逆に公共施設だから指定しておけばいいのだ、そういう安易なところもあったのではないかなと、そういう反省にも立っております。しっかりと最終的に、その施設を避難所として運営していく、管理していく、皆さんの先ほど言った集まりやすいかどうか、そういうような視点をもう少し加えながら今後見直し作業の中で検証していきたい、そのように思っておりますので、御指導いただきますようお願いをいたします。

◇中堀議員 終わります。ありがとうございました。

◇議 長 これにて中堀君子議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、一般質問を続けます。
次に、5番、齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 ちょうど昨年この第1回定例会中に起きた東日本大震災と原子力発電所事故は、従来の社会の前提をすべて覆い隠すほどの衝撃を日本じゅうにもたらした。3月11日のこの悲劇と、その後の嫌悪感をどのように受けとめて理解すべきなのであろうか。何か悪夢のような出来事を目のあたりにして、逆に物すごく痛いところをつかれたような気がします。これまでどおりやってきたことが、すべて非現実的なものになったような気がします。このような暗い世相の中、我が大空町においては女満別高校野球部の第84回選抜高校野球大会出場という快挙が飛び込んできました。ぜひ町を挙げて応援していきたいと思います。

さて、平成24年第1回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。大項目として2点について質問いたします。

1点目、合併後の調整が必要な事務事業の進捗状況についてです。平成18年3月の合併から6年余りが経過して女満別、東藻琴、両地区の団体などの合併も進み、大空町として徐々に形づくられているが、合併協議の際に合併後に調整が必要と整理した事務事業の進捗状況について伺います。

大項目の2点目です。農林漁業の6次産業化についてです。国は、食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画の実施に向けて平成24年度の予算の中にも6次産業化へ向けて予算を計上しているが、大空町における、この6次産業化に向けた具体的な対応はどのように考えられているのか伺います。

以上、町長に答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 齋藤議員から２点にわたって一般質問をいただきました。御答弁をさせていただきますと思います。

合併時に調整が必要な事業は９６項目ございました。昨年の６月、内部調査を毎年行っておりますけれども、その中では２２項目が現在未完了というようなことで完全に調整が済んでいないというふうに報告となっております。いろいろな項目があるわけでありまして、私なりにもう一度項目を確認をさせていただきました。しかし、担当者から見れば、当初考えていた調整をしていく方向性だとか、そういうようなところにまだ至っていなかったり、調整は行われているのですけれども、最終的な事業の完了が終わっていないというようなものもあったようであります。例えば例をとっていいますと、連絡道路というものについては、まだ調整済みとなっていないということなのですけれども、私に言わせれば、両地域の市街地を結ぶ連絡道路については、開陽中央線として、その整備を進めるということで、もう既に着手にも至っております。ただ、路線がすべて拡幅されて完了されているかという、そうではないということで、担当者から見れば、これはまだ調整済みに至っていないということでしょうけれども、路線の選定が終わり、具体的に着手に入っているということであれば、事業完了でなくても調整作業そのものというものは終わっているのではないかと、そのように認識をしてございます。また、そのほかにも例えば福祉バスを調整するというような項目がございます。これも両地区に１台ずつありまして、将来的にはこれを１台にしていかなければならないのですけれども、利用状況などを考えて、どのように調整していくかというようなものが、まだ完全に調整済みに至っていないという報告の項目もありました。これも現在、利用実態から考えますと、今現在は２台体制で運行をさせていただいておりますが、将来女満別の持っております、女満別地区を主体に走っておりますバスの老朽化度合いなどを考えたときには、そう遠くないときに１台化にして一部民間委託なども入れながら運行を行っていくという方針としては固まってきております。そういうことを考えますと、これらも実際には、そこに至ってはいないのですけれども、そういう方針が定まってきているということからいえば、調整済みというような言い方をしてもいいのではないかなというふうに受けとめております。また、宣言なども町として、これは調整をしていかなければならないという内容のものもありましたけれども、宣言などは調整をして何かを一本化するというようなたぐいのものなのか、新しい町として、いろいろ考えた中で、そういうものを宣言などを行っていくというようなものなのかというふうに考えたときには、新しい町としての新たな課題であると、そのように認識をしております。そういうようなことを考えますと、２２項目ありますけれども、そのほとんどは調整作業が進み、方向性が出ているものと、そのように思っております。平成２４年度に、またこの調査を行っていくわけでありまして、そういった視点も加えながら、もう一度内容の精査も含めて調査をして、しっかりと説明をしていきたい、そのように考えてございます。

そういった中で、まだなかなか方向性、両方にあって最終的な統一を見ていないというもののの中に簡易水道の料金、下水道の料金、これなどは一本化をしていかなければならないという中において、まだ具体的な方針のところまで至ってい

ないというような項目があります。こういったものについては、未調整というように、今後さらに、加速的にこういった調整を進めていかなければならないのではないかと、そのように考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

2点目、6次産業化について御質問をいただきました。6次産業化という言葉、最近いろいろなところで聞くようになりました。これは、農林水産業の1次産業と加工などの2次産業、流通販売などの3次産業などが一体化し、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進する、ひいては、もうかる農林水産業の実現を目指しているということだと言われております。平成23年の3月に6次産業化法というものが施行されました。この法律は、農林水産物、その副産物の生産、そして加工、販売を一体的に行う取り組みなどを創出するということを目的としてございます。

農林漁業者の皆様がこの6次産業化法の認定を受ければ、いろいろなメリットがございます。1つには、農業改良資金や短期運転資金であります新スーパーS資金の活用などで優遇がされる。もう一つは、この法案にのっとって施設、機械の整備等を行う場合については補助があると、さらに6次産業化プランナーという人から、いろいろなアドバイスを受けることができるということでございます。認定を受けるためには、事業計画をつくって、国に直接申請をする必要があります。年間を通して受け付けているわけでありますけれども、申請から決定まで約2カ月かかるというふうに言われております。大空町では、昨年度といいましょうか、平成23年度、農業法人2件が認定を受けている状況にあります。その中でバレイショ、レタス、大根のむき野菜、カット野菜加工及び販売事業でありますとか、海外育成系統大豆の国内選抜による品種開発・成果利用事業、さらには規格外のバレイショ、ナガイモもちの開発事業というようなものに取り組んでいるところでございます。

町といたしましては、3つの柱を持って、この6次産業化の応援をしていきたいというふうに考えてございます。1つは、国の最近の情報などは、北海道を通じて、例えば農業協同組合などに一元的に集まってくるということになっておりません。インターネットでなければ収集できないというような状況にあります。そこで、研究会的なものを立ち上げて情報交換を行ったり、調査研究を行ってこういったものの普及に当たっていききたい、そのように思っております。2点目は、稲城市にアンテナショップがございます。ここを発信拠点と位置づけて、販売の促進について、めまんべつ産業開発公社に委託をしていきたいというふうに考えてございます。さらに、定住自立圏協定を締結いたしました網走市と販路拡大に向けた連携も進めていきたいなど、そのように思っているところであります。3点目は、新たに農林漁業者の方々が認定申請を行う際に、先ほども言いました6次産業化プランナーと連携をして、さまざまな相談業務などに乗り、いろいろ協議をさせていただく中で農林水産省や農政事務所などと連携をとって申請を図る、そういう応援をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上、6次産業化法案などについての御質問の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇**齋藤議員** 今、町長から答弁いただきました。まず、1点目の合併に必要な事務の進捗状況なのですけれども、96項目あって残りが22項目ということなのですけれども、当然、行政と行政が合併するということに当たって大変な作業だったと思うのですけれども、これからも大変だと思うのですけれども、その中で一番気になっているのは簡易水道の件なのですけれども、一部は大空町というか、女満別地区内では統合されたのですけれども、どうしても東藻琴地区との差がかなりあるので、なかなか進まないのかなと思っております。その辺の難しさがどのようなものなのか。

また、もう一つ、自治会についてもいろいろ統合とか合併とか、そういう話もあったと思うのですけれども、その検討とか。

もう一つ、存立高校についての考え方もお聞かせ願えれば幸いです。

以上、お願いします。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 簡易水道の料金、先ほど私は調整が十分まだいっていない、方針も出ていないということでありました。これは、今、齋藤議員からもお話がありました、全町的な料金統一の前に、女満別地区だけにおいても料金が統一されていなかったということで、まず第1段階として、その料金統一を図ろうということの作業を行ってございます。女満別地区には、本町地区と高台地区の2つの区域、2施設がございまして、平成21年から3年間の経過措置を設けて、この平成24年の春に料金、超過料金の統合といたしまししょうか、統一を図るということになってございます。そして、一方では平成23年度、つまり今年度でありますけれども、今年度から大空町の給排水事業経営審議会において全町的な料金のあり方ということについて議論をお願いをしているところであります。新しい任期の皆さんになりました冒頭の会議におきまして、私のほうからそういう課題を持っているということで、皆さんの任期の中で料金の統一に向けた議論についてお願いをしたいということでお話をさせていただきました。正式な諮問という形、文書でもっての諮問には、まだ至っておりませんが、そういう課題があるというようなことで御議論をお願いをした経過にございます。水道料金でいいますと、女満別の地区におきましては昭和63年、東藻琴の地区におきましては平成元年から実質的な料金改定を行っていない状況にあります。これから以降、基本料金の水量を10トンから8トンに見直しをした際の基本料金の改定でありますとか、さらには消費税が導入され、3%、5%という中で、そういったものを賦課するというような料金改定などは行われておりますけれども、それ以降、もう二十数年料金改定を行っていない状況にあります。また、その簡易水道の会計につきましては、経営的には毎年一般会計から繰り入れを行っているという状況にあります。そういった中で将来の安定供給、健全経営を考えると、この機会にしっかりと議論をさせていただきながら、どのような料金体系がいいのかということについて議論をして、統一を図っていかねばならないのではないかと、そのように考えてい

るところでございます。ちなみに、現在、基本料金で申し上げますと、8トンまで女満別地区では1,344円、東藻琴地区では1,040円というような状況になってございます。超過料金につきましては、1トン当たりであります、女満別地区では168円、東藻琴地区では130円という状況にあるというところでございます。

また、自治会の統合などにつきましては、町政懇談会の中でも、そういうような話題が出ていた自治会もございました。戸数の減少でありますとか、年齢構成の中で非常に高齢者の率が高くなっている自治会がある、そういう中においては活動もなかなかままならない部分があるので、統合というものを町としても考える必要はないのかというようなお尋ねもありました。この関係につきましては、自治会連合会ともいろいろと御協議をさせていただいておりますが、直接の自治会の皆さんからそういうようなお話もいただきましたので、例えばどういう形が考えられるのかというようなものの提示というものについては、私どもからも話をさせていただく機会をつくっていききたいなど、そのように考えているところであります。

また、高校につきましては、町立の高校1間口、道立の高校、現在は1間口というような状況になっておりますが、町内の子供たちの毎年度の卒業生の数を見ますと、70人前後かというふうに思います。そのうち地元高校に通う率は、現在50%に至っていないという状況もあります。逆に、周りの市町村から当該高校を目指して来てくださる方もいますけれども、現状の状況では80人前後の方々が東藻琴高校なり女満別高校に通われているというような状況かと思えます。これらにつきましては、町内の高校のあり方について検討する会議を平成23年度に立ち上げて議論をスタートさせたところでございます。その中で、どのような形態のどのような間口規模の高校が将来必要になってくるのか、そういう議論を進めさせていただきたいということでお話をいただいているものと、そのように思っておりますので、その考え方なども今後参酌をさせていただきながら、町としての考え方、教育委員会としての考え方がまとまってくるのではないかと、そのように思っているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 今、3点について答弁いただきましたけれども、簡易水道については、昔からいろいろと、女満別は地下水を利用するので、どうしてもポンプアップという形なのです。その中で東藻琴地区は上から流れてくる、仕組み的にかなり違うところだと思います。その中での合併協議というのはなかなか、料金統一というのはなかなか難しいことなのかなと思いますけれども、その辺も含めて将来的には普通高いほうに合わせるといのが合併なのかなと思うのですけれども、そういうお考えってどうなのかなと思います。それがまず1点です。

自治会については、いろいろ統合についてのお話もふれあいトークの中で出ていましたということだったので、ちなみに最近、限界集落という言葉をよく耳にしますけれども、どうしてもその地区によっては、なかなか年寄りが多い地区もあります。そのような配慮も今後必要なのか、その辺についてもお聞

きしたいと思います。

存立高校については、どうしても女満別高校の間口のこともありますけれども、最終的に町内で2つというのはどういうふうにと考えたらよろしいのか、その辺も再度お願いしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 水道料金については、短絡的に高いほうに合わせるという、そういうことには、そのところをスタート地点として考えているわけではありません。ただ、先ほど言いましたように、経営的に会計を運営しているわけでありすけれども、毎年恒常的に一般会計からの繰り入れが行われていると、その一般会計の財源は何かというと、一方では町民の皆さんの税金をそこにつぎ込んでいるということになります。ただ、簡易水道については全町的に、私が思いますのは今の普及率からいいますと、ほとんどの方々が町民何がしかの形で御利用いただいているものと思いますので、一般会計から入れるということに対するアレルギーというのは、ほかの分野のものから見れば少ないのかもしれませんが、利用のやはり多寡によって一律的に一般財源を一般会計から簡易水道会計に入れるのはどうかということが問題視されるのではないかとこのように思います。国の見方からも、この簡易水道事業が別会計にあるというのは、これはある意味、ここで事業経営を行っているのだというような意味合いでとらえて別会計に位置づけているというところがあります。そういうことから考えますと、国からのいろんな財源もありますけれども、皆さん方からの利用料、使用料でもって基本的に運営するということが前提になるのではないかと。そのときに、今かかる経費をどういう形で皆さん方に御負担いただくのがいいのかと、そういう視点に立って議論をしていかなければならないのではないかと。ですから、その中であるべき料金体系はどうかと。議論の中では、例えば要望として出ている中では、大量に使う事業者の方々、これは農家の方々も含めてでありますけれども、そういったときの料金体系とそうでない方との料金体系は同じでいいのかというような議論もあります。一方で、例えば生活に必要な水の料金と事業系で使う水の料金との価格差というものは、どうなのだろうかと、いろんな議論があります。まず、私が思うのは、先ほど言ったように、経営を安定化させるためにはどれぐらいの形がいいのか、それを水の種類によってどういった形で区分することができるのか、必要なのか、さらには、そこに統一させるための例えば時間的な問題、そういうことも議論の対象になってくるのではないかと。きょう決めて、あしたから実行するというやり方ももちろんありますけれども、方針として決まった中で、何年間かの中で、そういうものを例えば統合していくと。いろんな、それは手法かもしれませんが、やり方というのはあるのではないかなと。そんな御議論をもう少し深めていただきながら、最終的な方針というものを決定していきたいと、そのように思っております。

自治会の中での限界集落、大野晃先生が提唱された言葉で、最近ではいろいろなところで使われるようになりました。実際には、1つの集落機能の中で高齢化率が50%以上だったでしょうか、というような言い方もあります。その地域と

して、いろいろな活動を行っていくことがいろいろ制限されてしまうというようなことなのかなと思うのですけれども、今のうちの町の状態でいうと、限界集落に至っているというところは、現実的にはそこまでは、まだ至っていないのではないかと思います。ただ、町政執行方針の中でも述べさせていただきましたけれども、少子化や高齢化が進む、そういった自治会などの単位の中では非常に倦怠感といえましょうか、閉塞感というか、そういうものがふえてきているというような実情にあるのではないかと、そのように感じております。ただ、では、この自治会と、ここの自治会が1つになればいいのかという話の中で、うちもそうだけれども、隣もそうだという中では、単にその2つが1つになったからといって、本当にもっと今まで以上のことができるかどうか、どうなのだろうなという、そういうような疑問の声も一方ではございました。ですから、いろいろな形、考え方というものを町としてもシミュレーションするというか、考えてみる、それを皆さん方に提示をしながら御議論をいただくということが必要ではないかなと、そのように考えているところであります。

それから、高等学校につきましては、具体的に考え方としましては、今現在2校があって1校は町立、1校は道立、一方は普通科、一方は職業科、一方は定時制であり、一方は全日制というような形になっています。ただ、私が思いますのは、先ほど言いましたように、周辺地域からのお子様の通学があったとしても、現実には、この地域からほかの地域の高等学校に行かれる方々もいますので、学校の数や今言った学科だとかいうようなものは、ちょっとまた別におきまして、私が思いますのは、全体で大空町のその地域の中に80名程度ぐらいの間口というものが必要ではないかと、そのように考えているところであります。それ以降のことにつきましては、いろんな考え方がありますので、まだまだ定まっているわけではありませんけれども、そういったところをいろんな方の御意見をいただきながら議論をしていかなければならないのではないかと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 1番目の質問の内容、22項目残りありますということですが、これを全部確認はしません。その中で3点に絞って聞いたわけなのですが、今の答弁でよしといたしたいと思います。

2点目について質問したいと思います。農林漁業の6次産業化ということで去年、平成23年の3月にもともと出た施策なのですが、逆に言うと10月にTPPの対策の一環として出た法案であるのもそうなのです。食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画という形で6次産業化というこの法令が出たわけなのですが、その中で一番思うのは、本当は農家だけで、農作業だけで、つくっているものだけで生活が成り立てばいいのしょうけれども、これから農業というのは恐らく、こういう形で6次産業化という形に向けていくのだろうと思っております。その中で今、町長からも答弁ありましたけれども、加工、また、選別加工、その中でいろんなものをつくる、その中の対応という形で町としてもいろんな形をとっているということはお聞きしました。その中で一番問題なのは、

T P Pに対しては断固反対しているわけなのですけれども、これに対して、それとは別に、この6次加工産業化という形でも推し進めていかなければならないのだと思います。その中で、平成24年度の国の予算の中でも、これに向けてのいろんな形での支援が打ち出されておりますけれども、その中で、これから農家が減る、人口が減る一方の中で、どのような形でこの農業を進めていったらいいのか、そのT P Pを視野に入れながら、それが一番のポイントだったのですけれども、町長としてどういう形がいいのか、その答弁をお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 T P Pの関係については、町としては断固反対ということで考え方を持っております。その点については変わるわけではありませんけれども、一方で二国間協定となりますF T AですとかE P A、こういうようなものは、いろいろなところで締結が進んできている分野もございます。そういうことからいいますと、例えば、外国からの農産物などの輸入というものは、今より減るというよりはふえる傾向になってきてしまっているのではないかなと、そんな危惧をいたします。北海道の農業は、いろんなところで私はお話をしますけれども、一方では外国と競争しなければならない、そういう作目を対象として生産をいただいていると、一方では府県の農業者の皆さんと競争するような、そういう作目形態の中で、そこはまた遠距離ではありますけれども、大量につくるといような中でコストを下げて市場の中で競争される、そういうような作物と2系統あって、その中で御努力いただいているのではないかなと、そのように思います。そして、今回のこの6次産業化の分野でいいますと、どちらかという外国からの輸入圧力を受けづらいほうの分野の作目だとか、生産が中心になるものではないかなと、そのように思います。そういうことからいいますと、こういうようなものに取り組みながら所得を確保していくというやり方も、今後の農業の展開の中で必要ではないかと、そのように思っております。ただ、農業後継者の方々といいましょうか、子弟に限らず農業を継いでいく方々というのは、昨今減ってきている状況にあります。そんな中で、個別の農業者もしくは法人の経営規模というものが大きくなってきている中においては、こういった輸入圧力を受けづらい作物への取り組みというのが、従来から見ると少し少なくなっているのではないかと、そういうような危惧も持っております。ですので、町とすれば、この1万3,500ヘクタールある農地の中で、現在約450戸ほどの農業者の方が営農されているわけでありまして、面積の拡大イコール農業者が減少するということになってしまいますので、何とかこの数を維持をしていただきながら、今のような経営形態のところから少しずつ新しい展望が見えるところに挑戦していただく、そんな機会を私どもとすれば応援をしていきたいなど、そんなふう考えているところであります。

また、今回のこの6次産業化がT P P対策ということなのかと、国の農政事務所の職員などに聞いたこともございます。6次産業化法案だとか、それから戸別所得補償というようなものなのかということで聞きましたけれども、明確な答えは返ってきておりません。私からすると、もし、そのT P Pのこれが対策なのだ

とすると大変弱いものだと、本来であれば、考え方としてはあるかもしれませんが、この程度のものでは、まだまだ対策と言えるものではないのではないかなと、そのように感じております。そういう中で、こういうような芽のといいましょうか、地域での胎動というものは大切にしていかなければならないのではないかなと、そのように考えておりますので、町としても応援をさせていただきたいという姿勢で臨みたいと思っております。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 先ほどの1回目の町長の答弁の中で、大空町としては2件のところで動いています。その中で2番目には稲城市の対応とか、これからの網走市の対応とか、そういう形での動きをしています。そういう形での答弁がありましたけれども、具体的に予算的には来年度の予算になりますけれども、次年度まではというか、昨年までは販路拡大というような予算もありました。その中で、来年度に向けては予算的にはどのような形での具体的な対応なのか、その辺についてお願いします。

◇議 長 田中産業課参事。

◇産業課参事 それでは、私のほうから平成24年度に向けての町としての予算措置状況について御説明させていただきたいと思います。

予算としましては、6次産業化推進事業ということで3つの柱で考えております。先ほど町長が申しましたように、1点目としましては調査研究ということで仮称ですが、6次産業化研究会というものを立ち上げて進めていきたいと考えております。その中で研修に要する講演会等も考えておりますので、東京農業大学の先生等を迎えて講演会に対する講師謝金ですとかを考えてございます。

それから、2点目としましては新商品の開発と流通経路の拡大ということでございまして、アンテナショップほのか稲城店、ここを首都圏での拠点施設と考えておりますが、平成23年度まで販路拡大ということでアンテナショップほのか稲城店に運営委託をしていたところなのですが、平成24年度からは運営委託そのものは廃止いたしまして、店舗借上げについて継続して借上げをお願いしていきたいということで予算を計上してございます。

あと、新たに首都圏での販路拡大と新商品の開発という部分では、めまんべつ産業開発公社のほうに新商品の開発を委託するということと、流通経路の拡大という部分では、どうしても輸送コストがかかってしまうということで、輸送コストについて町としても支援する予算を組んでいきたいと考えてございます。

主な予算の内容については、以上でございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 予算の内容的には、よくわかったところであります。自分の手元に6次

産業化に対しての優良事例が100事例ほどありますけれども、この中で一番問題になっているのは、販路拡大が一番ネックになっているところが多いのですけれども、その辺について今、稲城市、網走市という話がありましたけれども、そういう形の町としての対応がどういう形で考えておられるのか。

それと、この優良事例を見ますと、商品の差別化とかブランド化とか、こだわりという形での商品開発、もう一つは農商工の連帯の取り組み、その中での商品開発、それとその中で一番ネックになっているのは町との連帯という形で、町だけでなく外部人材の活用とかいろいろありますけれども、そういう形で優良事例が100ほど手元にありますけれども、大空町としてこれだけの具体的な考えがある中で、本当にどういう形でこれから推し進めていくのか、特に販路拡大について、また、商品拡大について、もう少し深く答弁願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 販路拡大というところにつきましては、今まででいいますと自分のところの道の駅で売る、また、今でいいますと道の駅には指定されておりませんけれども、乳酪館などで販売をするというような限られた店舗で売るといったことが多くございました。さらに、アンテナショップほのか稲城店で売る、さらにはお取引先などをお願いをして売るということでありますけれども、先ほど言いました、例えば網走市との連携などということにつきましては、定住自立圏形成協定なども結んでおります。網走市における道の駅もありますし、いろいろな販売ブース、かかわっているところがあるのではないかと、例えば、そういうところで相互に商品を展示をしながら販売をさせていただくというような可能性についても探ってまいりたいと、そのように思っております。

また、平成24年度の直接的な予算ではありませんけれども、私が考えておりますのはめまんべつ産業開発公社というのは産品を開発するというのが本来の使命であって、ある程度の販路というようなものについては、その中で開拓していくことも必要と、しかし、それがある程度軌道に乗り、ある程度事業化ができるような場合については、その後を引き継いでいただけるような方々に、その生産のノウハウでありますとか、販売のルートだとかというものを移譲していくような、そういう考え方に立ってもいいのではないかと。いつまでも、めまんべつ産業開発公社が最終目的までということではなくて、そういうようなことができないのか、そういうようなことを検討していく必要もあるのではないかなと。そういう中で、おのおのの受け皿となる、例えば企業などが、事業体などがさらに販路を拡大していったらいいというようなことが全体としての底上げにつながっていくのではないかと、そのようにも考えてございます。そういった試みができないかどうか、今後取り組んでまいりたいと、そのように思っております。それが農商工などの連携というところにつながるものではないかと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 5番、齋藤宏司議員。

◇**齋藤議員** 先ほど産業課参事からの説明で6次産業研究会というのを立ち上げたいということだったのですけれども、その中で東京農業大学の先生などを呼んで講演したいということだったのですけれども、6次産業の中で、どうしても加工とか販売、この分野というのは、ほとんど農家だけやっているというか、自分もそうなのでも、なかなか弱い部分なのです。その中で、その研究会ではどの辺までの最終的なことをやる予定なのか、そこまではまだ試案はないのかもしれませんけれども、よろしく答弁お願いします。

◇**議 長** 田中産業課参事。

◇**産業課参事** ただいまの御質問ですけれども、今のところ、特にどの辺までということまでは考えてはおりませんが、基本的には情報収集ですとか勉強会、そういったものをまずは始めたいということで、研究会的なものを立ち上げるということで考えておりますが、構成メンバーとしましては若干申し上げたいと思いますけれども、町、それから両地区のJA、それから商工会、それからめまんべつ産業開発公社、それから平成23年度6次産業化法の認定を受けました2件の方、それから東京農業大学のほうで2年前から物づくり創生塾が開講されていますが、そちらに大空町の農業者の方も参加されておりますので、そういった方、特にJAめまんべつ、JAオホーツク網走の青年部ですとか女性部、それから商工会の青年部、女性部、将来を担う方々を中心として、そういった研究会的なものを立ち上げていきたいと、その中でいろいろな勉強会等を進めていくと、まずはそこから始めていければと考えてございます。

◇**議 長** 5番、齋藤宏司議員。

◇**齋藤議員** これで最後にしますけれども、商工会青年部では、しじ美醤油とか、農協青年部でもいろいろウニを使ったもので商品開発をしておりますけれども、本当に売れるものというか、開発してもなかなか売れるところまでいかないと思うのですけれども、今お聞きしたとおり、産業課参事のおっしゃるとおり、本当に商工農以外に学校の先生とか、大学の教授とか、そういう人も参考にしながら開発できればいいのかなと思っております。先ほども言いましたけれども、農家そのものというのは、なかなか加工、販売というのは弱い部分ですので、その中でどういう形で説明していただけるのかよくわかりませんが、そういう形で6次産業研究会、期待しているところでもありますけれども、なかなか商品開発まで、できればそこまでいければいいのかなと思っておりますけれども、そういう形で6次産業化について、もう少し積極的にそれを含めた中で、町としてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 農商工連携でありますとか、産学官の連携というような項目といいましょうか、そういう言葉はよく聞きますけれども、なかなか具体化した動きという

ものまでには至っていなかったかと思います。今回のこの6次産業化、いろいろ述べておりますけれども、最終的にはやはり、もうかるというところがキーワードではないかというふうに思っております。農業者の方々、加工だとか販売、開発は難しいというようなお話もありましたけれども、やはり、そのところを少し、もうかるというところに視点を置いて、どうやったらもうかるか、そこを考えて、本当にもうかり始めれば、変な話ですけれども、言い方になるかもしれませんが、実も入ってきますし、一生懸命にならざるを得ないような、そういうことになってくるのではないかなと思います。そういう意識を持って、今までのように産品があるので、有効活用、いろんな言い方はありますけれども、やはり職業として、もうかるものというようにところに到達できるように、そういう意識を持って取り組んでまいりたいと。そのことが結果的に、その普及をさせていく一番の近道ではないかと、そのように考えておりますので、そういう意識を持ちながら努力をしてまいりたいと、そのように思います。また、皆さん方の御参画をこの機会にもお願いを申し上げておきたいと思います。

◇**齋藤議員** 以上、終わります。

◇**議 長** これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。
次に、4番、松田信行議員の一般質問を許します。

◇**松田議員** それでは、平成24年第1回大空町議会定例会において、一般質問を通告書に従って質問させていただきます。

まず、大項目1点目、子ども・子育て新システムについて伺います。子ども・子育て新システムに関する基本制度をりまとめとして、平成24年2月13日、基本制度ワーキングチームにより子供は社会の希望であり、未来をつくる力であるとの理念に基づき基本制度を取りまとめました。また、政府においては、今後この基本制度を踏まえ法案を取りまとめ、今国会に関連法案を提出し、また、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの理念の実現に向けて取り組みを推進していくことが必要であるという考え方が発表されました。2015年をめぐに、幼稚園と保育所の垣根をなくした総合こども園を創設し、待機児童の解消や良質な教育と保育の提供を図ると。具体的には、少子化による定員割れが多い幼稚園と定員にあきがなく待機児童が解消されない保育所の課題を解決するために創設されます。まだ、国会成立を見ていませんが、これは一つの方向性が出ました。そこで、大空町の幼児教育、保育の現状及び今後の展望について伺います。

大項目2点目、地域防災計画について伺います。前段で同僚議員がこの地域防災についても触れていますが、私はその計画について質問したいと思います。この計画は、災害対策基本法に基づき大空町防災会議が作成する計画であり、大空町の地域にかかわる防災に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧の災害対策を実施するに当たり、町及び防災関係機関が、その機能のすべてを挙げて住民の生命、身体及び財産を災害から保護する具体的事項を決め、防災の万全を期すことを目的としております。また、防災計画の修正については、おおむね次に掲げるような項目として、まず1項目、この項目を初めとしてですけれども、社

会経済の発展に伴い社会生活の実態と著しく遊離したときなどを初め、軽微な変更については町防災会議に報告した上、知事に報告するものとありますが、そこで東日本震災を踏まえ地域防災計画を見直すと町政執行方針にも掲げられておりますけれども、どのような視点を持って見直すのかお伺いしたいと思います。

また、地域防災計画の中で災害時要援護者対策計画があります。災害時に援護が必要な方の平常時からの実態把握、情報の共有、災害時の状況に応じた適切な活動を行いますと、こうありますが、今回の東日本震災においても、特にこの福祉避難所の確保が大きくクローズアップされました。そこで、大空町における障がい者等の避難場所確保についてお伺いします。つけ加えますけれども、この障がい者等と書いておりますけれども、これについては寝たきりの高齢者、それから認知症、知的、精神、身体、また、乳幼児、これらを含んでの障がい者等という意味でありますので、御理解願いたいと思います。

最後に、大項目3点目、環境保全型農業対策及び農業担い手実践研修事業について伺います。近年、農業分野においても、地球温暖化や生物多様性保全に積極的に貢献していくことが重要となっています。また、同時に大空町の基幹産業は農業です。担い手の育成は重要かと、これはだれしも認識していると思います。そこで、今回新規事業として取り組むに当たり、取り組みの経緯及び概要、ねらい、このねらいというのは今後の展開も含めてですけれども、お伺いしたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 松田議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、1点目、子ども・子育て新システムについてであります。国の有識者検討会が本年2月に子ども・子育て新システムに関する基本制度というものを取りまとめました。2013年度以降、段階的に導入を目指すこととしており、子育てを社会全体で実施するために市町村が制度主体となり、国や北海道は制度の実施を重層的に支える内容となっております。幼保一体化を含め、制度、財源、給付についても包括的かつ一元的な制度として構築すると言われております。3月2日には、国会に提出する法案の骨子を決めたとの報道がありました。新しいシステムは、総合子ども園の創設など幼児教育や保育などの質、量とも改善することを目指す新たな仕組みであります。子育て施策の大幅な改革になるものと、そのように認識をしております。しかしながら、財源問題を含めて今国会で、さまざまな議論が予想されております。今後も、この法案などの議論など注視してまいりたいと、そのように思っているところでございます。

この機会に大空町における状況について、少しお話を申し上げたいと思います。大空町においては、幼稚園での幼児教育、預かりサービス、また、保育所での保育サービス、さらには放課後児童クラブでの事業、保育所広域入所事業や託児通所事業などのほか、社会福祉協議会にお願いをしながらファミリーサポート事業なども行っているところであります。保育所につきましては、3歳未満児の保育サービスの拡大を順次図ってきております。幼保一体化、一元化の考え方につき

ましては、幼稚園では預かり保育サービスを実施しておりますし、保育園においては幼児教育にも力を注いでおります。そういった意味からいいますと、言葉は何という言葉を使えばいいかわかりませんが、幼稚園、保育園という名称は現在使っておりますけれども、一体化を意識した対応を行ってきていると、そのように考えてございます。そのため、平成22年には行政の所管を教育委員会に一本化させていただいたところであります。さらに詳しい幼児教育や保育の現状につきましては、所管であります教育委員会のほうから後ほど答弁をさせていただきたいと、そのように思います。

防災計画の関係であります。現在の大空町の地域防災計画というのは、平成20年3月に策定をいたしております。松田議員がおっしゃいましたように、地域防災計画は国、北海道の計画との整合性を図らなければなりません。今回、東日本大震災において、国は地震や津波対策の抜本強化や原子力災害対策など、大幅に修正をしております。そういったことをかんがみながら、私どもも改定をしなければならないと、そのように思っております。さらに昨年、北海道からオホーツク海沿岸の津波シミュレーションについても示されました。網走沖や紋別沖で地震が発生をした場合、津波が発生をし、それが女満別湖畔や湖南地域にも押し寄せる、最大の想定の中では1メートル程度の津波が押し寄せると想定をされてございます。そのため、平成24年度改定、修正を予定しております防災計画の中では、津波災害についての規定をふやしたい、そのように思っております。また、想定震度、避難所の見直し、災害種類に応じた避難所、避難経路の設定、避難準備情報や勧告、指示の発令基準、そして役場組織の防災体制、それらの対応について修正、見直しを行うこととしてございます。先ほど、中堀議員の御質問でも答えましたが、こういうものが最終的に直りましたときには防災ガイドブック、また、防災ハザードマップなどを作成して、町民の皆さんにお知らせをしたい、そのように思っております。また、この防災計画の見直しについては、専門的な知識というものも必要となろうかと思えます。その関係から、知識を有する業者に委託をするということを考えており、平成24年度中に完了させたい、このように思っております。

また、障がい者等の避難所確保についてでございます。障がい者等の皆さんの避難所確保につきましては、支援対策マニュアルが昨年8月に改定をされました。本年2月、災害時要援護者対策に係る研修会というものが開催をされ、担当職員が参加をいたしました。この中で障がい者等、先ほど松田議員も言われましたけれども、高齢者の方々、障がいをお持ちの方々、難病の病気をお持ちの方、また、妊産婦、乳幼児、病弱者などということになっております。今回の研修会の中でも、こういった方々につきましては福祉避難所での対応が必要というふうになってございます。現在、避難所として公共施設を指定しているわけでありますけれども、要介護の高齢者、また、障がいのある方々にとっては、この町の公共施設というものは避難が長期に及ぶ場合には過ごしづらい環境にあるのではないかと、そのように考えております。生活援助員の配置や要援護者に配慮した物資や機材、移送手段の確保が必要と判断した場合には、特別養護老人ホームでありますとか、グループホーム、障がい者福祉センターなどが福祉避難所となるのが適当ではないかと、そのように考えております。今回、地域防災計画を見直しする中で、

あわせて福祉避難所としての設置が行えるように、今言いました関係施設などと調整を進め、指定をしていく方向で考えてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

続きまして、農業に関するお尋ねをいただきました。初めに、環境保全型農業についてであります。これにつきましては、農業の分野においても、昨今、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献していくことが重要となっておりますことから、国では平成23年度から環境保全型農業直接支払交付金制度というものを創設をいたしました。エコファーマーの認定を受けている農業者の皆さんがいらっしゃいます。こういった方々は、化学肥料や化学合成農薬の使用を5割以上低減する活動とあわせてカバークロップ、これは作物の前作もしくは後作に緑肥を植えつけることをいいます。それを実施するか、もしくはリビングマルチ、これは作物の間の畝間間作というのでしょうか、作物の間に麦類や牧草を作付する畝間栽培、それをあわせて実施をすると、そういうような場合に10アール当たり4,000円が国から交付されるというものであります。また、エコファーマー以外の方でも、特例として有機農業に取り組む農業者の方々も対象となります。こういった方々は、化学肥料や農薬を一切使用しない有機農業の取り組みというようにございまして、これらを行うことによって、先ほどと同じように10アール当たり4,000円が国から交付されるということでございまして、大空町におきましては、平成23年度8件の農業者の方が申請をし、カボチャ、バレイショなど26ヘクタールに対して104万7,200円が交付をされております。この事業につきましては、平成24年度以降も実施をされる予定でございまして、実質的には、平成23年から平成27年までの5カ年間で1つの区切りとして実施をするという内容になってございまして、ただ、2年目となります平成24年度目からは内容が少し変わります。これは、交付の基準が変わることとなりますけれども、2年目からは国と同額、先ほど国は4,000円と言いましたけれども、同額を地方公共団体も負担することが条件となってございまして、国と町を合わせて10アール当たり8,000円を交付するということとなります。ただ、財源といたしましては、町が4,000円を出すわけとなりますけれども、そのうち北海道から2,000円が市町村に対して交付をされるという形になりますので、実質的な負担は国が2分の1、北海道が4分の1、市町村が4分の1ということになります。平成24年度の町の予算といたしましては、15件、平成23年度26ヘクタールでありましたけれども、50ヘクタールを見込み、200万円を予算計上させて提案をさせていただいております。うち、歳入として100万円が北海道からの歳入ということで考えているところであります。

ねらいといたしましては、冒頭言いましたように、地球環境の環境対策ということであったり、生物多様性であったりということとなりますけれども、私がこの地域で取り組む中においては、そういう安全で安心なものを消費者の方々が要求をしている、欲しているということがあろうかと思っております。そういった中で、こういう取り組みを行うことによって作物そのものの差別化を図ることにつながるのではないかと、また、外国の農産物などに対する不安感というものもありますので、こういう取り組みをすることによって、国際的な競争力をつけるということも目的としてあるのではないかと考えております。結果的にそれが消

費者の皆さんのニーズにこたえることとなり、農業者の皆さんの所得にもつながるのではないかと、そのように考えて町としても応援をしてみたいと、そのように思っているところでございます。

2点目の農業担い手実践研修事業でありますけれども、平成24年度から新たに始まるというものではございません。これは、平成16年度からJAオホーツク網走が実施主体となって実施しているものでございまして、平成24年度から大空町としても応分の負担を行ってみたいという内容のものでございます。平成21年のJAの統合によりまして、東藻琴地区の農業者の皆さんも、実際には、この研修に既に参加をしております。平成24年度からそれに対する経費的な負担を町としても行うということでございます。この研修事業の目的でありますけれども、新規就農者の方々が圃場作業、さらには経営管理などの実践的な技術、知識の習得をすることを目的としております。研修期間は2年間、1年目が基礎、2年目が応用となっております。研修の科目でありますけれども、1つには講義があります。これは、北海道立農業大学校で開講している農業経営講座の受講であったり、JA独自が開講する作物栽培や農業簿記、畑作経営技術、危険物講習、税務講習などでございます。また、講義とは別に実地研修もでございます。北海道立農業大学校で実施する農業機械高度利用研修、さらには農業土木機械運転技能取得、てん菜の育苗研修、コンバインの操作研修、土壌分析、施肥設計講習、作物生育調査、小型移動クレーン技能、フォークリフト技術の習得などというものでございます。2年間で、おおむね120日程度の受講内容となっております。平成23年度の受講者は、1年生10名、2年生12名ということでありますけれども、このうち8名が東藻琴地区の農業後継者となっております。ねらいといたしましては、農業の担い手に対する質の面での支援策ということになってこようと、そのように認識をいたしております。実際にこの研修に係る経費については、年間で約1,000万円程度ということでございます。この研修が始まった当初は、JAオホーツク網走と網走市が折半で負担をしておりました。しかし、先ほど申しましたように、私どもの町民の方々もこの研修を受講しているということで網走市と大空町で必要経費、先ほど言いました1,000万の2分の1程度を大空町と網走市で負担をしていこうという中において、今年度100万円の予算措置をさせていただきました。網走市が約400万円、大空町が100万円という内容でJAと合わせて1,000万円程度の事業費を確保したいというような内容となっております。

以上、担い手の実践事業についての御答弁とさせていただきます。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教 育 長 松田議員からの一般質問にお答えを申し上げます。

大空町における幼児教育並びに保育の現状についてであります。町内においては、現在、女満別幼稚園、東藻琴幼稚園、豊住保育園、東藻琴保育園の4カ所で幼児教育と保育サービスを実施しているところでございます。女満別幼稚園は、定員240人に対し、本年3月1日現在の在園児数は180人であり、また、新年度、平成24年度に予定しております当初総園児数は138人を見込んでいる

ところでございます。東藻琴幼稚園については、定員１０５人に対し、現在の在園児数は６０人であり、平成２４年度、当初総園児数は５８人を予定しております。両幼稚園とも在園児数は定員を大きく下回る状況となっております。女満別、東藻琴、両幼稚園では預かり保育サービスもあわせて実施しておりますが、現在、午後１時から午後４時までの利用者は女満別幼稚園では４６人、総園児数の４３％、また、東藻琴幼稚園では２６人、総園児数に対し、女満別と同じくなりますけれども、４３％の利用がでございます。また、午後１時から午後６時までの預かり保育利用人数は、女満別幼稚園では１４人、総園児数の１３％となっております。東藻琴幼稚園では６人、総園児数の１０％の方が利用されているという状況でございます。

次に、保育園の状況でありますけれども、豊住保育園については定員の年齢区分を東藻琴保育園と合わせるなど見直しを行いまして、従来の２歳未満１５人、２歳以上４０人を平成２４年度からは３歳未満３０人、３歳以上２０人に改めることとしております。平成２３年度の園児数の状況でございますが、豊住保育園では２歳未満児は定員１５人に対し在園児数は１５人、２歳以上は定員４０人に対し３７人となっております。平成２４年度の当初見込みでは、３歳未満児は定員３０人に対し２７人、３歳以上は定員２０人に対し１４人となっております。また、東藻琴保育園ですが、３歳未満児の定員として１８人と定めており、平成２３年度の園児数は１８人、新年度、平成２４年度の当初見込み園児数は１０人となっており、両保育園とも園児数は定員以内におさまっており、現状においても、また、新年度当初見込みにおきましても待機児童は発生していない状況となっております。さらに、両地区保育園で実施しております午後４時から午後６時までの延長保育サービスの状況であります。豊住保育園では２９人、総園児数の５６％、東藻琴保育園では１５人、総園児数の８３％の方の利用をいただいております。

また、保護者の勤務先の都合などにより、町外の保育所を利用される方に町が支援する保育所広域入所事業でありますけれども、現在のところ平成２４年度の利用はない状況となっております。

また、託児所に通所する場合の利用料の一部を助成する託児通所助成事業については、平成２３年度は１名の利用者があったところでございます。

以上、本町における幼児教育及び保育サービスの状況について説明を申し上げたところでございますが、今日の急激な経済情勢や社会情勢の変化に伴い、夫婦共働き世帯の増加や少子化といった影響から子育て環境のさらなる充実が求められるとともに、子育てに対するニーズというものも多種多様化してきている現状にあります。幼稚園並びに保育園を所管しております教育委員会といたしましても、国の幼保一元化の動向を注視するとともに、町保健福祉部局とも連携し、大空町にとってふさわしい子育て環境の整備充実を目指し、さらなる議論を深めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、松田議員への１回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 松田信行議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。

再開は午後１時とします。

休憩 午前１２時０２分

再開 午後 １時００分

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第２、松田議員の一般質問を続けます。
４番、松田信行議員。

- ◇松田議員 時間が前回と同様にあきましたので、答弁をいただきましたけれども、ちょっと数字の誤りや解釈の誤りがあるかもしれませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、子ども・子育て新システムについてですけれども、冒頭申し上げましたように、新しいこのシステム、まだ今、国会で議論の最中で通っておりませんけれども、なかなか答えにくい部分はあると思うのですけれども、その中で先ほど教育長のほうから詳細に幼稚園、保育園、現状の児童さんの数字を聞かせていただきました。その中で感想としてですけれども、これは総合こども園のねらいとするところの保育が、やっぱりニーズが多い、それから反面、幼稚園がなかなかちょっとあきのスペースがあるという、そういう都会的な部分かと思ったら、うちもやっぱりそういう現状になっているのだと、そんなふうに感じたところですが、そこで今回、昨年１２月に保育園の条例改正の中で豊住保育園の３歳児未満、３歳児以上の人数の割合が改定になりました。３０人、２０人という割合とあるのですけれども、豊住保育園については３年か４年前に保育園のあり方ということで父兄と、いろいろけんけんごうごうやった経過があるというのも私もお話を聞いています。そして、私もその中に実際に加わったのですけれども、今回こうやって３歳児未満は３０人、３歳児以上は２０人と、この制度、この仕組みは、やっぱりその３歳児未満を厚く対応するという趣旨なのですけれども、逆に２０、ここの部分の保育の部分で希望のやりとりの中で、保護者のほうから何か要望だとか意見がなかったのか、保育と幼稚園との考え方という、そういう昔みたいにこだわりはなかったのかどうなのか、それをまず１点聞かせてください。

それと、福祉課長、ちょっとお願いします。子育てのシステムの中に福祉の部分で携わっているファミリーサポート、これが行われました。放課後児童保育はこちらですか、福祉課ではないですか、福祉課ですね、この現状もあわせて、それぞれお伺いしたいと思います。

- ◇議 長 渡邊教育長。

- ◇教 育 長 ただいま御質問のありました、１２月の議会において、保育園の定数の見直しというものをさせていただいたところでございます。その内容としては、定員の年齢区分を見直しをするということで、平成２３年度までは２歳未満１５人、２歳以上４０人、それを新年度からは３歳未満３０人、３歳以上２０人と改

めさせていただいたところでございます。新年度の入所希望等取りまとめをさせていただきましたが、先ほど数字で申し上げましたように、その見直しによる影響というものは、特にないと思っております。全体的に幼稚園では108人であったのが138人ということで30人の増となっておりますけれども、特に3歳児が平成23年度33人が本年度54人、平成24年度54人になると、学齡的にその年齢の子が多い人数の子が来年入ってくるということで増加という結果になっておりますけれども、特に定数見直しによる影響はないというように押さえているところでございます。また、地域の皆様からも3歳以上の定数の見直しについては、特に御意見等ございませんでした。現在も豊住保育園では、地元の豊里地域、住吉地域の方々の利用のほか、市街地域の方も御利用いただいておりますけれども、3歳を迎える時点で保育所までの通園が大変だという、豊住までの距離的な問題もあって、市街地区にあります女満別幼稚園の御利用というようなことについても、御相談の上、そちらの幼稚園の利用というものもいただいているところでございますので、特に影響についてはないというふうに認識しているところでございます。

◇議 長 大槻福祉課長。

◇福祉課長 ただいま質問のございましたファミリーサポート事業の現状と、それから放課後児童クラブの利用の状況ということでございますが、ファミリーサポート事業につきましては町民が安心して子育てができる環境づくりのため、地域において子育ての支え合いを推進し、児童福祉の向上を図ることを目的として昨年の2月から実施をしたところでございます。ファミリーサポートのほうにつきましては、援護、預かっていただける方、それから子供を預けたい方、そして両方の会員ということになっておりまして、登録されている方につきましては、子供を預かっていただける方につきましては8名の登録となっておりまして、それから、利用、子供を預けたいという方が5名の登録、そして両方よろしいですよという方が2名という形になってございます。利用の実績といたしましては、昨年の2月から3月の間につきましては1件、それから平成23年度4月からことしの2月までにつきましては10件の利用ということでございます。

それから、放課後児童クラブにつきましては、めっちゃいるど館、それから東藻琴生涯学習センターの2階で開催をしております、めっちゃいるど館のほうの利用につきましては平成22年が1万2,295名、延べでございますが、平成23年につきましては1月末までの数字でございますけれども、1万865名という形になってございます。東藻琴のほうにつきましては、平成22年度が4,210名、それからことし1月までにつきましては3,830名の利用という形になってございます。

以上でございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 子育ての部分については、放課後児童クラブ、それからファミリーサポ

ート、そして教育委員会の今やっている、担当している保育園、保育所一時預かり、いろんなメニュー、うちはどこの町にも負けていないと、私は資料を見て改めて思うのですけれども、そこで1つだけ考えてもらいたいというか、抜け落ちている、メニューの中に病児、病後の子供たちの対応、ここも子育てのメニューに入っていると思うのです。これについては、今後どういうふうを考えていくのか。これをやるとしたら、看護師さんの専門的な職員を配置ということで、多分対応せざるを得ないと思うのです。ここをどういうふうに考えているか。

あとは、預かりをやっていますけれども、この預かりというのは一時預かりとは、ちょっと別なように私は認識しているのですけれども、一時預かりということになると突発的なことがあったときだとか、特に緊急性があったときに一時預かりというメニューがあると思うのですけれども、この一時預かりと病児、病後の児童の取り扱いについてどういうふうにお考えか、これはどなたが答えいただけるか、ちょっとわかりませんが、考え方を伺いたいと思います。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時09分
再開 午後 1時17分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、松田議員の一般質問を続けます。
大槻福祉課長。

◇福祉課長 ただいまの質問でございますが、初めに一時預かりの関係でございすが、先ほど説明申し上げましたように、現在は一時預かり、こちらのほうで言っている一時預かりと合うかどうかわかりませんが、ファミリーサポート事業ということで仕事を持っておられる方などが子供を預けたいという部分につきましては、昨年2月から立ち上げましたファミリーサポートにおいて子供を預けたりすることができるようになっていくということでございます。

それから、病児保育につきましては、制度として先進的な都市部では行われているということは聞いておりますが、本町においては、まだ考えていないという状況にございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 一時預かり、先ほど冒頭に言ひましたけれども、まだ新しい確立されていないこの制度だけに、答えにくい部分ということで、ひっかかってしまったのかもしれないですけれども、うちではファミリーサポート、その部分で対応していくと。都会的対応かもしれないですけれども、病児、病後の対応については、また今後時間をかけて検討していただければと思ひます。

それで、次に質問したいのですけれども、うちは当然、前段で何回も申します

ように都会と違います。ただ、3歳児未満については、もうしっかりと対応なされていると思いますけれども、全体的にこれから少子化と考えたときに、うちの保育、幼稚園、これはどういうふうに対応したらいいものか、何か考えがありましたら聞かせていただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 子供の数が減ってきている現状にあります。その中で現在、東藻琴地区については、名称的には幼稚園、保育園、一体的な建物の中で運営をさせていただいております。女満別の地区におきましては、市街地に幼稚園、豊住地区に保育園という形のものがございます。これは、私の思っている考え方でありまして、女満別の地域に幼稚園があるというのは、従来民間で運営していた幼稚園を町が経営主体となって引き継ぐという中で、そのままその幼稚園の形態を引き継いだというふうなことではないのかなと思っております。また、その後、保育を必要とされる方々のために同じ場所で保育園を3歳児において取り組んできたということがあります。その中で、従来女満別町は花と音楽の町、教育の町という中で、3歳児を含めて幼稚園にというようなことで幼稚園と、現在に至っているということではないかなと。一方で、豊住保育園におきましては、へき地保育所というところで昭和41年の5月から当時の学校の横にありました教職員の住宅を改修をして、5月から最初は10月ぐらいまでだったかと思います。それが季節のへき地保育所という形で国の制度を取り込んで運営をしてきたものと、そのように思っております。それが11月まで延び、12月まで延び、通年になり、2歳児を受け入れることとし、最終的には現在に至っていて、たまたまその取り込んだ最初の制度が保育園ということで、現状も保育園という名称になって続いていると。ただ、冒頭申しましたように、幼稚園においても教育カリキュラムのほかに、午後からの預かりなども実施をして保育園化に近寄ってきておりますし、豊住の保育園においても3歳児以上の子供たちについては、いろいろな教育的なカリキュラムもあわせてやってきているというところでいきますと、私はほかの町民の方々にもお話ししますが、たまたまそういう歴史的な経過で幼稚園、保育園という使い分けをしておりますけれども、現実、あの場所とこの場所にある就学前の子供たちを預かっていくための施設だという部分では、垣根をなくしていきたいという考え方に立っています。そういった中で、少子化というような状況で人数が減ってきているということを考える、さらには小学校へ向かっての連続性というのでしょうか、そういうようなことを考えますと、女満別、東藻琴のおおのの地区に、就学前の子供たちを預かる拠点として1カ所ずつあるということがいいのではないかなと、そのように考えているところでございます。そういった意味で、今後検討していく中の一つとして、豊住の保育園と女満別の幼稚園、これらについては拠点として1つというようなことも想定をしながら議論を進めていければいいのではないかなと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇**松田議員** 質の高い子育てを目指すというところでは、全くそのとおりだと思います。今後検討をしていくということなのではございますけれども、行政サイド、それから今までの流れの中では、一昨年から間口は教育委員会が受け持っていますけれども、窓口業務だとかを初め。総体的に子育てと考えたときに、やはり福祉課と、それから教育委員会、行政と教育委員会と大空町の子育てはどうしたらいいのかということの、やっぱり議論に入るべきだろうし、また、その議論の展開の中に保護者のニーズも変わってきます、その世代、世代によって確かに。保育がいいという人もいれば、幼稚園がいいという人もいるし、いろんなニーズがあると思います。保護者の意見を把握しながら、大空町の子育てを推進していただければと思っています。それについて伺いたいと思います。

◇**議長** 山下町長。

◇**町長** 名称などでいいますと、先ほど言いましたように、幼稚園、保育園という言い方を使っております。そうしますと、どうしても受け取る町民の方々は、幼稚園は今でいえば文部科学省、保育園は厚生労働省だ、もともとの成り立ちが違うのだというようなところで、逆にそういう意識を持ってしまうというところもあるかもしれません。先ほど私が言いましたのは、たまたま歴史的な経過で、うちもそういう使い分けに今現在なっておりますし、国もそういうことなのだろうと思います。ただ、先ほど言った、今の地域の実情を考えればどうあるべきか、そのとき幼稚園という名称を使うのか、保育園という名称を使うのか、逆にそういう従来の形にイメージとして持ってしまうようなことであれば、全く別な名称をつくって運営していくということも必要ではないかなと。私が考えておりますのは、今、子供たちを育てていく中で、町として何をやっていくか、町民の方々に何ををお願いをするか、そういう中のニーズというものを十分把握をして取りそろえて提供していく、そのためには当然町民の皆さんの御意見というのは大切だろうと、そのように思っております。今回、国は、先ほど言った新しいシステムをつくるということでもありますけれども、その根源は、先ほど言ったように幼稚園の定数割れ、保育園の待機児童の増加というところが一番大きなことになっているのではないかと思います。ですので、うちの仕組みを国のその仕組みに無理くり当てはめるというよりは、うちとしての大空町が必要な手当てをしっかりとした形をつくる、大空町の方式というものをつくる、それが国の制度の中で財源などを引き出すために使えるのであれば、そういうところを活用していきたいというふうに思っているところでございます。いずれにしても、子供たちを取り巻く環境に対するいろいろな子育てのニーズというものは、時代を追って、いろいろ多種多様になってきているというふうに思います。行政として、そういうところに手当てができるように、保護者の皆様の御意見などを参酌をさせていただきながら、これからも取り組んでまいりたいと、そのように思いますので、これからも御指導いただきますようお願いをいたします。

◇**議長** 4番、松田信行議員。

◇**松田議員** 今の答弁をいただいたので、理解しました。これは、最後ですけれども、子供たちにとっての、いい教育ということを考えたときに、先生方もそうだろうし、それから環境的にもそういう要素の一つに入るのだろうし、そこら辺は先ほど町長の答弁をいただいた中で、ちゃんとそれも含まれるのだろうと理解して、この部分については終わりたいと思います。

次、地域防災計画について伺います。これは前段、同僚議員も、多少かぶる部分がありますので、重複は避けたいのですけれども、これは先ほど説明をもらった中で、見直しの中でですけれども、地震の部分ですけれども、これは専門的な知見が要るので、委託をするという答弁をいただきました。では、実際にその委託料というのは、私はどこに、この予算書の中に、まだよく見てないので、申しわけなのですけれども、委託料というのはどの程度を見込んでいるのでしょうか。そして、あわせて、このスケジュールなのですけれども、いつごろをめどにして大体見直しをするのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

◇**議 長** 山下町長。

◇**町 長** 前段の質問につきましては、先ほど言いましたように、子供たちの育っていく教育現場としての環境、さらには私どもがそういうものを運営していく上での運営だとか経営の形態、さらには施設の提供というところも重要な要素ではないかと思っております。検討しなければならない課題が今言ったようなところで、まだまだ時代を経ていく上で、次から次へと出てくるものというふうに思っております。順次対応できるように、そのところは今後も、しっかりと取り組んでまいりたいと、そのように思います。

また、防災の関係の予算の額、また、スケジュールなどについては担当のほうから、まず御説明をさせていただきたいと思います。

◇**議 長** 竹内総務課長。

◇**総務課長** 委託料の金額ですけれども、委託料は新年度で395万円を予定してございます。それで、消防費のところに予算化をしております。

それから、スケジュールなのですけれども、まず、国のスケジュールにつきまして、今5月をめどに第1回の国のほうの防災会議が予定されております。その後、示されまして、北海道もそれらを見直して示されるものですから、それ以降のスケジュールになるかと思えます。いずれにしても、年度途中で町の防災会議というのを開かなければいけませんので、それに向けての準備と年内には1度できればいいかなと思っておりますけれども、詳しいスケジュールについては、これから立てていくという予定になっております。

◇**議 長** 4番、松田信行議員。

◇**松田議員** スケジュール的には、まだはっきりしない部分はあるのでしょうかけれど

も、いずれにせよ、大空町の防災計画は町に合った防災計画でなければ全然意味はないと思いますので、しっかりとした取り組みをしていただきたいと思います。

それと、もう一つ、中項目の中で福祉避難所の確保ということに、ちょっと触れさせていただきたいと思うのですけれども、私は機会があって、この網走圏内の障がい者の施設長さんとお話をする会議がありました。その中で出たことなのですけれども、東日本震災のときに、いろんな課題は出たけれども、私たちの立場、施設を管理する立場の者として一番考えなければいけなかったということは、障がい者、これは障がい者といっても高齢者から認知症の方やいろいろいます、前段言いましたけれども。そういう方を含めたときに、いざ避難しても一般の方も、なかなかその対応の仕方というか、かかわり方というか、同じスペースの避難所の中にいて、どうしたらいいか戸惑ってしまってストレスを抱えてしまったという、例えば話が特化して申しわけないのですけれども、障がい者の方によっては、特徴によって、どうしても声を大きく発声する方もいるし、飛び回る方もいるかもしれないです。そういう行動を見たときに一緒にいる方が本当にストレスを感じてしまう、また、それを注意されると、またそれも障がい者の方もストレスを感じてしまう、障がい者の方、それから弱者の対応というのは、やっぱり明確にしておくべきだという、そういうお話の会議になりました。実際に網走市も取り組んでいるみたいなのですが、うちには先ほど町長から説明がありましたように、いろんな……これから障がい者福祉センターちあふるができます。それから、両方に確かに福祉会があります。社会福祉協議会もあります。やっぱりあるものを利用するという部分については、私は町長のおっしゃった、同じ認識だと思っていますけれども、ただやっぱり、それもどれぐらいの対応ができるのか、そして実際に、どれぐらいの人が利用優先する方がいるのか、やっぱりそこら辺の契約だとか、施設との契約だとか、利用する方の受託というか、申し込み、利用量はどれぐらいあるのかということ、ここを精査しないとスピーディーには運ばないような気がするのです。

それと、もう一つ、逆にその施設が実際に受けますよ、何人か受けれますよとなったときに、では実際、その施設が停電になったときに、どうしたらいいのだろうか。例えば発電機が常設できるものなのかどうなのか、ここら辺も問題なのだと。福祉避難場所の確保と考えたときに、そういう点がやっぱり必要不可欠になってくるのではないかと思うのですけれども、ちょっと町長の先ほどの答弁と重複したらごめんなさい、ちょっと答弁お願いいたしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず、先ほど申しました3つの施設のうち、これは既存の施設でそういう方々がいらっしゃるという施設であって対応が可能と思っている部分でございます。これは、例えば防災計画の中で、そういう協定を結ぶとか、使い方をするというようなことで規定をしながら対応するということになるかと思っています。ちなみに、女満別ドリーム苑では小型発電機を3台保有しているようでございます。また、東藻琴福寿苑では備えつけ型の発電機を設置してあるということでございます。しかし、御心配の向き、例えば、そういう福祉避難所、今言った3つ

を指定しても、そこに全部入るのかというようなことも心配の一つとしてあるのではないかと思いますし、最初からそのところにみんなが行って、どうなのだというようなところもあろうかと思います。基本の原則は、緊急的に近くの避難所に一たん避難をされ、その中で先ほど言った障がいなどをお持ちの方々、個別にまた対応が必要な方々は福祉避難所のほうに例えば移っていただくというような形も考えられるかと思います。また、この方はもう一般の避難所では無理だと、当初からはっきりわかっている部分、これは町として把握ができるような部分については、そのまま直接受け入れをお願いをするというようなことも出てくるのではないかと考えております。そういうようなところを計画の中として、区分分けをしながら位置づけておかねばならないものと、そのように今考えております。

また、先ほど言った3つの施設だけでということで、十分間口として足りないというようなことも当然考えられるかと思います。しかし、今御指摘のように、障がいをお持ちの方などで、例えば大きな声を出してしまう、御本人も周りの方も、また、障がいの関係する御家族の方なども、いろんな意味でストレスになる部分があるのではないかと。そういったような場合については、施設を区切って別建てで部屋を設定するようなこと、さらには先ほど言ったように避難所の指定をする中で、特別養護老人ホームが受け入れの中心拠点になりますけれども、例えば、その近くの施設などを予備的にそういう福祉避難所的に活用するというようなことも考えておかねばならないのではないかなど。例えば女満別の福祉会が、今は特別養護老人ホームがありますと、その周辺にあります老人福祉センター、もしくは農業構造改善センターというようなものを予備的に福祉避難所としての活用ができないかというようなことで位置づけておく、東藻琴の場合は、当然、特別養護老人ホームがありますけれども、つながっているフロックスの施設をあわせてそういう形での指定ができないかというようなことをこの計画の中で位置づけていかなければならないものと、そのように考えているところでございます。そういうことを計画の中に盛り込んで、冒頭中堀議員のところの御答弁でも申し上げましたように、避難所の災害によつての指定の仕方、そういうようなものも場合によっては変更できるというのでしょうか、変えていかなければならない、そういうような場合もあるのではないかなというところとあわせて対処していきたいなど、そのように考えているところでございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 今、うちにあるツールを利用しながらということで対応するというふうに理解させてもらったのですが、私もそれは理解します。やっぱり、そういういろんな障がいを持った方、寝たきりの方にしても、その専門分野に携わっている職員がフォローできる、それからそういう専門的な道具がある施設、それから社会福祉協議会においても、そういう移動の部分についても専門の車なり、そういうものをしっかり活用して安心ということに努めてほしいということを私は言わせてもらって、この質問は終わります。

次に、新規事業の取り組みなのですが、いろいろT P Pあり、農業政策

は本当に混迷しておりますけれども、今回、保全型についてですけれども、この事業について、うちの予算措置はわかりました、根拠が。これ国の財源はどれぐらいあるのでしょうか、おわかりでしょうか。

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、松田議員の一般質問を続けます。
田中産業課参事。

◇産業課参事 ただいまの御質問です。国の予算ということでございます。平成24年度につきましては、環境保全型農業直接支払対策ということで、全国で26億4,400万円を予算措置されてございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 この事業が今の予算をもって、これからも続けるということなのですが、私はこの事業については、すごくハードルの高い、北海道の農業にとっても、うちの町にとっても高い事業だと思っているのです。現実に取り組んでおられる方がいると話は聞いていますけれども、いずれにせよ私が期待するところは、やっぱり前向きに取り組んでいらっしゃる農家の方、そこで終わらすのではなくて、そこからいろんな周りの方に展開できるように町もちょっと考えてほしいなと思うし、もう一つは、これはエコファーマーということの説明がありましたけれども、このエコファーマーを認証するにとっても、ちょっと間違ったらごめんなさい、多分これは手続の中で農業協同組合、JAとのかかわりもあるのだと思うのです、申請のときに。だから、当然、このエコファーマーが必要となれば、やっぱりそのJAと、一辺倒な質問になりますけれども、行政と情報のアンテナを出しながら、平成23年、去年からやっているのですけれども、町で取り組みのかかわり方が1年おくれているというのがこの現実、そこら辺もちょっと踏まえて、今後の考え方を聞かせていただければと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 平成23年度から町としても取り組んでいますので、決して取りこぼしているわけではございません。平成23年度、8件の農業者の方々、26ヘクタールで104万7,200円、既に交付になっております。ただ、これは平成23年度から平成27年度までの事業、初年度は途中からこういうような形のPRがなされてきたということで市町村、都道府県なども予算措置がないということで国だけの財源として行うということで、反当たり4,000円の支払いとなり

ましたと。ただ、平成24年度からは先ほど言ったように市町村もお金を出さなければなりません、北海道も負担しなければなりませんということになりましたということでございます。先ほどの26億4,400万円、反当たりの4,000円で割り返しますと、面積にすると6万6,100ヘクタールということであります。当然、うちの町の面積だけで1万3,500ヘクタールぐらいありますので、全国の農地から見ると、本当にわずかな面積かと思います。当然、先ほど言いましたハードルもかなり、5割以上低減する、エコファーマーになっていない方々は基本的に使わないということでもありますので、本当に限られた作目の中で差別化をするということなのだろうというふうに思います。ただ、今の時代、安心、安全を求める農業者の方々もいますので、そういう方々に、一方ではこたえていこうという考え方もあるのではないかと。また、どんどんと、こういうものの部分が拡大していくことということも想定をしながら、まず手始めにこういうところからというような考え方も、国としてはあるのではないかなと、そのように受けとめております。

また、先ほどの6次産業化のところの御答弁でも申しましたように、昨今の国のいろいろな制度というものについては、国から北海道、北海道から市町村もしくは農業協同組合あたりに情報が伝わってきて、農業協同組合単位として取りまとめるというようなやり方は、ほとんどなくなってきておりまして、農林水産省ででき上がった事業などについてはホームページにアップしております。各農業者の皆さん、市町村の担当者の皆さん、それを見てくださいというような形態になってきているというふうに思います。これは、私も職員に常々そういうような傾向になってきているということで、情報をキャッチする能力というものも大切だという話をさせていただいておりますけれども、農業者の皆さんにもお願いはしたいというふうには思いますが、なかなかこれも大変だというふうに思っております。先ほどの研究会と同じような形になるかと思っておりますけれども、一つ一つの事業に限ったことではなくて、いろいろな情報を入手したものを定期的に町民の皆さんに、例えば今回のような事業であれば、農業関係の皆さんにお知らせするような、そういう機会を年次的、定例的にとりながらPRをして皆さん方との意見交換や、また、取り組む方々の支援というようなものについて取り組んでまいりたいなど、そのように考えているところでございます。

エコファーマーの関係については、担当のほうから少し補足をさせていただきたいと思います。

◇議 長 田中産業課参事。

◇産業課参事 エコファーマーの認定の関係でございます。JAもエコファーマーの認定については一部かかわっております。といいますのは、まずエコファーマーの認定そのものなのですけれども、これについては平成11年7月に持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律というのがございまして、それに基づいた持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画というものを農家さんがつくらなければなりません。それについては、農業協同組合も農家さんとも協議をした中で策定していくという形になると思います。計画の中身については、土づく

り技術、それから化学肥料の使用低減技術、それから化学合成農薬の使用低減技術と、この3つの技術すべてに取り組むことを内容とする計画ということで、農業協同組合とも協議をした中で農家さんが農業協同組合を通じて町、町から北海道のほうに計画の認定をいたしまして、北海道のほうで認定をされるという流れになっております。エコファーマーの認定の状況なのですけれども、大空町につきましては、今現在18件の農家さんがエコファーマーになられているという状況になっております。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 わかりました。この事業については、町長の答弁をいただきました。考え方、私も同感だということで理解して、次に最後、次の農業の担い手の実践研修の部分なのですけれども、これは東藻琴のJAオホーツク網走の流れの中で、町が助成をするという形ということなのすけれども、先ほどの説明を聞いたときに、はてJAめまんべつにおいても、これと似たようなことを取り組んでいるのではないかなと、そう思うのです。ここまで何年、2年、きちっとしたものでもないけれども、どうなのでしょう、やっているから出せない、こっちやっているからこっちやれという、そういう意味でとらないでほしいのですけれども、メニューとして、それに近いようなものをJAめまんべつがやっているのであれば、今後JAめまんべつのほうにも精査してもらって、できるものであれば町としても取り組んでいただけないものかどうか、そういうお考えがあるかどうかだけ聞かせてください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 このことにつきましては、一般質問がありました関係上、担当のほうからJAオホーツク網走では、このような事業をやっているということで、担当者レベルの中で情報はJAめまんべつのほうにもお伝えをしております。しかし、そういった中から、具体的にJAめまんべつのほうで、こんな取り組みをやっているぞと、であればというようなお話はいただいておりますので、具体的にここまでカリキュラムをつくって、しっかりとした時限的なもの、時限というのは1時限、2時限というような学校と同じような単位制の中でやっているというふうに私は認識をしておりますので、特別今のところ、これをどういう形に今後発展させていったらいいのかなというところで、今回はまず現状についてお答えをしていこうところで、とどめたところでございます。ただ、やはりJAの管内、もしくは市町村の管内、そういうとらえ方ありますけれども、私どもの地域、東藻琴も女満別も、この大空町は農業が産業の中心となって大勢の方々が関わっている部分もありますし、先ほど別な答弁でも申しましたように、この数になるべく減らさないでいくということが地域の活力にもつながってくるのではないかと、そういう意味ではこういう研修というのは有意義なものであると、そのように考えております。どういう形式か別といたしまして、こういうような内容のものに対して、町としても支援していく考え方は常々持っているつもりで

ございます。

◇議 長 4番、松田信行議員。

◇松田議員 そういうお考えであれば、JAめまんべつのほうからは特段そういうお話がないというのであれば、ちょっと精査しながら進めていただければなと申し上げて、私の一般質問を終わります。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
次の本会議は、3月15日に時間を繰り下げて午後1時30分から会議を開催したいと思います。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後 3時55分

平成 2 4 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・招 集 平成24年 3 月 8 日
- ・開 会 平成24年 3 月 8 日
- ・閉 会 平成24年 3 月15日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	品	田	好	博	7 番	松	岡	克	美
2 番	中	堀	君	子	8 番	深	川		昇
3 番	近	藤	哲	雄	9 番	勝	田	鉄	城
4 番	松	田	信	行	10 番	小	島	一	弘
5 番	斎	藤	宏	司	11 番	田	中	勝	吉
6 番	植	田	泰	弘	12 番	後	藤	幸	太 郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課参事
総合支所長		産業課長
会計管理者		産業課参事
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
住民課長		住民福祉課長
福祉課長		産業建設課長
		総務課主幹
教育長		学校管理課長
社会教育課長		社会教育課参事
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- ◇議 長 ただいまから、平成24年第1回大空町議会定例会第8日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、7番、松岡克美議員及び8番、深川昇議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
鈴木事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は、12名全員であります。
本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。
以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第17号

- ◇議 長 日程第2、議案第17号 大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第17号 大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第17号 大空町職員定数条例の一部を改正する条例制定につい

ては、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第18号

- ◇議 長 日程第3、議案第18号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第19号

- ◇議 長 日程第4、議案第19号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 大空町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第20号

- ◇議 長 日程第5、議案第20号 大空町国営美女地区かんがい排水事業基金条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号 大空町国営美女地区かんがい排水事業基金条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 大空町国営美女地区かんがい排水事業基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号

- ◇議 長 日程第6、議案第21号 大空町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えてますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 大空町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 大空町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号

- ◇議 長 日程第7、議案第22号 大空町東藻琴公民館条例の一部を改正する条例制

定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号 大空町東藻琴公民館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 大空町東藻琴公民館条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第23号

◇議 長 日程第8、議案第23号 大空町図書館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 大空町図書館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 大空町図書館条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第24号

◇議 長 日程第9、議案第24号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 大空町体育施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第25号

◇議 長 日程第10、議案第25号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号

◇議 長 日程第11、議案第26号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第２６号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第２６号 大空町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第２７号

- ◇議 長 日程第１２、議案第２７号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第２７号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第２７号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第２８号

- ◇議 長 日程第１３、議案第２８号 大空町東藻琴農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 大空町東藻琴農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 大空町東藻琴農村環境改善センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第29号

◇議 長 日程第14、議案第29号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 大空町企業振興促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第30号

◇議 長 日程第15、議案第30号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 大空町営住宅条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第31号ないし日程第23 議案第38号

◇議 長 日程第16、議案第31号 平成24年度大空町一般会計予算から、日程第23、議案第38号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括議題としたいと思います。

本案について、予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 田中勝吉議員。

◇予算審査特別委員会委員長 予算審査特別委員会における審査結果について報告いたします。

本委員会に付託されました事件は、

議案第31号 平成24年度大空町一般会計予算

議案第32号 平成24年度大空町国民健康保険事業特別会計予算

議案第33号 平成24年度大空町後期高齢者医療特別会計予算

議案第34号 平成24年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第35号 平成24年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算

議案第36号 平成24年度大空町簡易水道事業特別会計予算

議案第37号 平成24年度大空町下水道事業特別会計予算

議案第38号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計予算

の8事件であります。

平成24年3月8日の平成24年第1回大空町議会定例会で設置された本委員会に付託された事件は、今後の大空町の方針性にかかわる重要な内容であることから、3月12日から14日までの3日間で委員会を開催し、説明員の出席を求め慎重審議を行いました。

審査の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、本委員会に付託されました8事件は、すべて原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託された事件の審査結果を申し上げ、大空町議会会議規則第76条の規定による報告といたします。ありがとうございました。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。議案第31号 平成24年度大空町一般会計予算から、議案第38号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件を一括して採決し

たいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号から、議案第38号までの8件を一括して採決することに決定しました。

議案第31号から、議案第38号までの8件に対する予算審査特別委員会の審査報告は、いずれも原案可決です。

議案第31号から議案第38号までの8件は、予算審査特別委員会審査報告のとおり、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 平成24年度大空町一般会計予算から、議案第38号 平成24年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの8件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24

◇議 長 日程第24 定住自立圏形成協定調査等特別委員会の調査報告についてを議題とします。

定住自立圏形成協定調査等特別委員会から、大空町議会会議規則第76条の規定に基づく調査報告書の提出があります。

本件について、委員長の報告を求めます。

定住自立圏形成協定調査等特別委員会委員長、近藤哲雄議員。

◇定住自立圏形成協定調査等特別委員会委員長 定住自立圏形成協定調査等特別委員会の調査結果について報告いたします。

本委員会は、平成23年3月8日の平成23年第1回大空町議会定例会で設置され、3月9日に開催された委員会において、説明員の出席を求めて慎重審議を行い、町長から提案された定住自立圏形成協定の締結については、原案を可決すべきものと決定し、当該協定締結の目的を達成していくための基本的事項を確認し、今後の定住自立圏域の将来像や具体的な取り組みを示す定住自立圏共生ビジョンの策定に関して、その協議検討経過や内容など、引き続き十分に調査していく必要があるとの判断により、継続調査をしてまいりました。

調査の経過につきましては、特別委員会を平成23年6月21日から5回開催し、調査してきたところであります。

網走市、大空町定住自立圏共生ビジョンは、平成23年9月26日付で、網走市から総務省及び北海道に提出され、受理されたとの報告を受けました。

定住自立圏共生ビジョンについては、民間や地域の関係者で構成する懇談会を開催し、意見を聴取し、網走市、大空町の担当各課で具体的な施策を検討することとされており、適宜見直しも行われ、その経緯、検討結果等については、議会へも報告があることを確認いたしました。

今後の議会への説明対応としては、常任委員会が所管する事項については、各所管

常任委員会で説明を受けることとします。

定住自立圏形成協定書の変更に関する事項は、議決事項となっておりますので、議員協議会で説明を受けることとします。

以上のとおり、定住自立圏形成協定に基づく、定住自立圏共生ビジョンの実施協議、検討経過などを確認いたしましたので、本特別委員会の設置目的は達成されたと判断いたしました。

今後は、定住自立圏共生ビジョンの実践を通して、行政区域を越えた住民相互の利便性を高める施策が展開されることを期待するものです。

以上、当委員会に付託された事件の調査経過等を申し上げ、大空町議会会議規則第76条の規定による報告といたします。

◇議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから定住自立圏形成協定調査等特別委員会の調査報告についてを採決します。
本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、定住自立圏形成協定調査等特別委員会の調査報告については、委員長報告のとおり決定しました。

◎日程第25 発議第1号

◇議 長 日程第25、発議第1号 定住自立圏形成協定調査等特別委員会の廃止に関する決議を議題とします。
本件は、大空町議会会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。
これから発議第1号 定住自立圏形成協定調査等特別委員会の廃止に関する決議を採決します。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第1号 定住自立圏形成協定調査等特別委員会の廃止に関する決議は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議第2号

◇議 長 日程第26、発議第2号 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第27 発議第3号

◇議 長 日程第27、発議第3号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第28 発議第4号

◇議 長 日程第28、発議第4号 自治基本条例審査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

自治基本条例審査特別委員会委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元に配りましたとおり、平成24年 議案第16号 大空町自治基本条例制定について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第29 発議第5号

◇議 長 日程第29、発議第5号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成24年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の氏名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度議長において検討の上決定し、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第5号は、そのように決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、懸案事項促進のための議員派遣については、そのように決定しました。

◎日程第30 発議第6号

◇議 長 日程第30、発議第6号 大空町に所在する国土交通省東京航空局女満別空港出張所等に勤務する国家公務員の宿舍の存続を求める要望意見書を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

3番、近藤哲雄議員。

◇近藤議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号 大空町に所在する国土交通省東京航空局女満別空港出張所等に勤務する国家公務員の宿舍の存続を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 大空町に所在する国土交通省東京航空局女満別空港出張所等に勤務する国家公務員の宿舍の存続を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 報告第1号

◇議 長 日程第31、報告第1号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査報告書の提出がありますので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 (例月出納検査報告)

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から、発言があれば許します。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 平成24年第1回大空町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼を申し上げたいと思います。

昨日の予算審査特別委員会の中でも申し上げましたとおり、例年、年度内に2度ほど、私と各課との意見調整といいたししょうか、懇談をさせていただいております。その中で、私の考え方なども伝えて、それが施策として実行されていけるような、そんな体制づくりをしたいということからでございます。そんなことから、平成24年度、新年度の予算編成に当たりましては、各職員の頑張りにもより、ハードの事業はもちろんでありますけれども、いろんな制度の御提案をさせていただき、それぞれ予算の中でお認めをいただいた、そのように感じているところでございます。皆さん方の御理解に心から感謝を申し上げたいと思います。

しかし、予算を編成するというのが、私どもの行政に携わる者の役割ではなく、その認めていただきました予算を、しかるべき時期にしっかりと執行してこそ、初めて町民の皆さんの評価になるものと、そのように受けとめているところでございます。そんなことから、常々、職員には予算編成時において、いろいろ考えた内容はもちろんではありますけれども、さらに皆様方の御意見などもいただいた中で、いい方法があるということであれば、執行段階で、さらにまた工夫を凝らしていくということも必要であるというようなことも伝えております。

さらに、御質疑の中でもありましたけれども、現在は国から丁寧な情報が提供されるというような状況にはありません。私どもがアンテナを張って、しっかりと積極的に情報を取りに行くという姿勢がなければ、置いていかれる、そういう状況にあります。そういうことも職員に伝えながら、さらに上司、同僚、各課、ほかの課内、担当課も含めて連携が必要になってくるというお話もさせていただいております。

また、いろいろな事業を行っていく中においては、行政だけが行うということではなく、町民の皆様はその事業に参加していただく、町民の皆さんをその仕事の中に巻き込んでいくような、そんな工夫が必要である。

さらには、費用対効果ということはもちろんでありますけれども、行政として果していかなければならない社会的な使命というようなものも考えながら取り組んでいく必要があると、そのようなことを伝えているところでもあります。

予算としては、お認めをいただきましたけれども、これから執行段階に移ってまいります。その時々で、皆様方から、また御指導賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

また、今回条例として提案させていただきました、大空町自治基本条例につきましては、審査のために改めて特別委員会を設置いただくということになりました。大空町としては、初めての形式、新しい形の条例になろうかと思います。その中で、特別委員会を設置いただきましたことに、感謝を申し上げたいと思います。その中で、いろいろな視点から御審議を賜りますことを、この場をかりてお願いを申し上げたいと

思います。

また、本日は国土交通省東京航空局宿舎の存続を求める要望意見書についても採択をいただいたところであります。この件に関しましては、議会の意見書はもちろんでありますけれども、私ども行政としてもいろいろな方々にお願いをしながら、この見直しというものを図るように努力をしていかなければならないものと、そのように感じているところでもございます。そんなことで、当然要望先であります、所管の省庁はもちろんでありますけれども、さまざまな国会議員の方々などにも実情を話を申し上げながら、理解を求める努力を私どもとしても、議会の皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと、そのように思っておりますので、そういった御支援もこれからも賜りたいものと、そのように思うところであります。大変、この時期、忙しい中御審議をいただきましたことに、お礼を申し上げたいと思います。

最後に、本日午前中でありますけれども、女満別高校の対戦相手が熊本県の九州学院ということで決定をいたしました。大会第2日の22日、第1試合ということでございます。当然、選手諸君は頑張ってくれるものと思いますけれども、私たちにできることは球場に足を運んだり、また、地元で一生懸命声援を送ることだと、そのように思っております。皆様方にも、この点について、重ねてお願いを申し上げ、今定例会に当たっての最後のごあいさつ、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 これで平成24年第1回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後2時13分